

独立行政法人改革等に関する分科会第3WG
第4回議事録

内閣官房行政改革推進本部事務局

(水産大学校関係者入室)

○座長 それでは、これから水産大学校のヒアリングを行うわけですが、本日は御多用中のところ、皆様方においでいただきましてありがとうございます。

このヒアリングの進め方ですが、最初に5分以内ということで主務長から組織見直し等について、とりわけ法人シートの様式6-2の個別法人の組織のあり方に記載された内容を中心に簡潔に御説明をお願いしたいと思います。その後に質疑応答に入りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、農林水産省からよろしく説明をお願いいたします。

○農林水産省 それでは、水産大学校につきまして御説明をさせていただきます。

水産大学校の政策上の位置づけにつきましては、まず水産物の世界的な需給逼迫という中で、我が国周辺水域に豊富に存在する水産資源を国民の食料として持続的に利用することが、我が国の食料安全保障と国民の健康的な食生活を維持する観点から、重要な課題となっております。

水産基本法におきまして、このような課題に対応するため、国民への水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展を図ることを水産政策の基本理念として、水産基本法第11条に基づき策定されております水産基本計画には、具体的に水産業において指導的役割を果たす人材を育成する機関として、水産大学校が明記されているところであります。

2点目といたしまして、水産総合研究センターとのメリット、統合についてでございます。水産大学校と水産総合研究センター、これは水研センターと呼んでおりますが、この統合につきましてはともに両法人は国民への水産物の安定供給、水産業の健全な発展という基本法の理念の実現を共通の目標としておりまして、両法人の事業ネットワークを有機的に組み合わせることにより、以下のようなメリットがあると私どもは考えているところであります。

まずメリットの1点目は、人材育成機能につきましては水産大学校のほうに、水準が高く、多様な分野の研究の成果をカリキュラムに取り込むことによりまして、水産に関する高等教育の内容を一層充実できるほか、全国的かつ広く、業界研究機関と協同する水研センターの組織力を活かしまして、より多彩な水産関連業界への就職先が増加するなど、卒業生が活躍する裾野が広がるものと考えております。

また、メリットの2つ目といたしまして、研究開発にかかります費用につきましては水研センターの研究等に対する基礎的な知識を習得し、その活用方法を理解した学生が関連業界において指導的な役割を果たすことを通じまして、研究成果が広く関連業界において多角的かつ実践的に活用できる機会が増加するとともに、水産大学校が形成しております教育界あるいは中小企業を中心とする産業界との連携の中で、研究成果が実用化される機会が増大するものと考えております。また、水産大学校の練習船を活用した海洋・資源調査やモニタリング体制が強化するものと考えているものでございます。

私どもは研究成果を得た人材が現場でこれを実践することで、地域振興あるいは技術の

進展という観点で非常な貢献ができるものと考えております。

あと、管理業務、船舶業務の一元化により業務の効率化というものも推進されると考えております。

他方、デメリットのおそれでございますが、当然のことながら水研センターは研究開発型、水産大学校は人材育成型という異なる類型に、今後見直しにおきまして分類される可能性があります。仮にそうなった場合には新法人において同一のガバナンス、評価が適用されることになりますと、法人運営が複雑化するというデメリットが生じるおそれがあります。

したがって、仮に両法人を統合するというものでありましたら、人材育成機関、研究開発機関それぞれの組織の自立性、意思決定の独自性に配慮をしていただきつつ、水産大学校においてはその名称、現在下関でございますが、その立地、施設を維持しながら代表権を有する役員を置くという形をとっていただきたいと考えております。

また、人材育成業務につきましては、人材育成型のガバナンスを適用していただきたいと考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○座長 ありがとうございます。

組織見直しにつきましては、水産総合研究センター等との統合も視野に置かれて、積極的な意味というのはわかるのですけれども、私から先に質問させていただきたいのは、近年、入試倍率が上がっているというのは結構なことだと思うのですが、逆に言えば水産系の高等教育機関として、ほかにも国立も私立も水産学部等はあるわけです。そうすると、水産大学校の固有の目的としては、ここにお書きになっておりますように実学重視のカリキュラムで行うことが中心的なことになるのだらうと思うのですけれども、これは後ほどほかの方からも御質問があると思いますので、まとめて御説明いただきたいと思うのですが、ここが高等教育機関かどうかという微妙なところなのですけれども、大学校は後で学位授与機構の認証を受けて正式な学士等が出るということなのですが、その辺はまた後で確認させていただきたいと思うのですが、とりあえず私の質問を先にさせていただきます。

ほかの方からいろいろ御質問等があると思いますので。

○委員 御説明どうもありがとうございます。

今日いただいている説明資料の最後のページに水産大学校の沿革が書いてありますが、そもそも今の東京海洋大学は水産講習所という存在だったところが昭和25年に移管して、文部省の国立大学。結局、御省が直接差配できる学校が欲しいということで、こういう学校という独立行政法人という形態でお持ちになっておられると揶揄すれば見られなくもない。つまり、もし独自のプログラムを教育するために、かつての国立大学だと国立大学の自主性を重んじるということから、特に中央省庁がこういうプログラムをやってくれ、ああいうプログラムをやってくれということ余り指図はかつてはしにくかったわけですが

れども、今やそんなことはなくて、要はスポンサーがちゃんと大学で教育できるようにするならば、それだけのお金を出して、かつ、そのスポンサーの意向に沿うような形での教育プログラムというものができたりする。現にある国立大学では国際機関からお金をもらって、そのお金でまさに要望のある人材を育成するなんていうこともやっていたりすることから考えると、確かに国立大学だと文部科学省の影響があるということなのかもしれませんが、同じ予算を使って独立行政法人を1個運営するというのではなくて、ある大学に教育を委ねて、それで運営し続けることもできたりするのではないかという気もするのですが、なぜ水産大学校は水産大学校として、独法として運営していかなければいけないのかというところの必要性について、お伺いしたいと思います。

○農林水産省 私どもとしては、やはり先ほど申し上げました水産基本法に基づきまして、何としても水産業の安定供給という形で行うことは国の責務だと考えております。ぜひこれにつきましては全くその目的は水産業における指導的な役割を果たす人材をつくるということを最終的な目標としております。その目的としましては、やはり漁村あるいは漁業経営の現場、漁船に、船に乗るような人も含めて、そういう現場においてこれを指導できるような人達を育成するというところでございます。

そういうものを達成するために、やはり私どもとしては、直接独立行政法人として農林水産省のほうでそういう人材を育成したいという強い意向がございます。

○座長 わからないわけではない説明なのですが、そうすると例えばこれぐらいのキャパシティが必要であるとか、ほかのいわゆる文科省の高等教育機関での分担関係がどうあるとか、そういう水産業の振興全体について、この水産大学校が水産業の指導者に関してこれぐらいの供給源になるんだ。それが強いては日本の水産業の発展に寄与するんだという、そこら辺の明確なお考えなりデータを後で事務局を通じて、今日は議論ができませんのでお願いしたいと思います。それがないと今の質問に対してもなかなか明確なお答えにはならないと思いますので。

○委員 今のは資料を事務局に御提出いただきたいということであれば、より明確に、なぜほかの大学などの教育機関に、この水産大学校全体の運営をある種委託するような形での運営というのができないのか。

つまり、私が申し上げたいのは、人材育成というのは重要だということは別に否定しているわけではなくて、もちろん統合しても先ほど来、統合の説明をされているわけですが、統合しても同じことですが、独法として、かつ、農林水産省所管ということでこの学校を置いておかなければいけない必要性というのは、国立大学に移管して、かつ、そこに農水省のスポンサーシップでお金を出して、教育プログラムを運営するというようなことではできない何かがあるのかどうかということ、資料を提出していただければと思います。

○座長 後ほどお願いしたいと思います。

ほかの方どうぞ。

○委員 受益者負担の関係でお尋ねできればと思います。

水産大学校のように、国が独立行政法人の形でいろいろな人材を育成していらっしゃる機関、法人はほかにもおありになるのですけれども、やはり現下の財政事情のこともございますし、あとは先ほど来、論点に出しておりますけれども、独立行政法人は民間に任せおくと確実にできないものをやるというのが通則法にありまして、そのバランスのこともありますので、適切な受益者負担を求めるといってやっていくのがいいのかなと思いますけれども、ただ、どのぐらい負担を求めるといっては、どの程度同じ事業を民間ができるか。この教育であれば今お話がありましたように、ほかの大学にお願いするような形でできるかとか、そういったところにもよってきて、1つの答えがずっと永遠にあるわけではなくて、その時々時代の情勢に伴って変わっていくものかなと思いますけれども、このあたりをどうお考えか。受益者負担は恐らく2通りあると思うのですが、入っていらっしゃる学生さん個人個人の負担と、卒業生を就職する形で受け入れられる各業界のほうも受益者となるかと思っておりますので、それぞれについて現状どのぐらいの御負担を求めているかという考え方、それから、今後どのようにしていくおつもりかお伺いできればと思います。

○農林水産省 まず、水産大学校の授業料につきましては全く国立大学と同じ額をいただいております。これは学生さんからです。入学金が28万2,000円、年額授業料は53万5,000円ということで全く同じものをいただいているところでございます。これが学生さんからいただいているものでございます。

2点目、いわゆる関係業界からそのような支援が受けられないのかというお話でございます。その点は私どももいろいろ見ておりますが、まずは水産業界、漁村、そういう人たちへの人材育成を目的としております。これは御承知だと思いますけれども、水産業界というのはほとんどが中小企業。例えば船を1隻持って漁業を行っておられるような方が大多数という状況でございます。その中で今は非常に燃油が高い、あるいは魚の値段が非常に安いということで、大多数の経営体が赤字経営だということで、これは統計に明確に出しております。そういう中で、経営が非常に悪化している状況では、これから受益者負担を求めるといっては非常に厳しいと考えております。

一方において安定供給をするというのは、これは国の責任だと考えておりますので、学生さんから負担いただいている部分以外は国のほうで見るといってございませう。

○委員 ありがとうございます。

ただ、そういうふうにと考えると特定の職業に就く方を国で育成するといふときに、その特定の職業ではこの水産大学校のような教育機関だけが、学生さんからは国立大学並みの授業料はいただいているとして、関連業界からは一切支援は受けなくて、全額、要するに国費丸かぶりなわけですね。それでやるのが、それほど特別な職業だと認められるかどうかというところがあるかと思うのです。

同じ海の関係ですと、国土交通省所管でいろいろ教育機関がありますけれども、そうい

うところでも段階的に卒業生が入っていくような業界から受益者負担を求めたりもしていますし、そこで同じように、では国内の企業というのはどうかというと、やはり中小企業が多いという中でそういうことをだんだん考えていこうとされたりということもありますので、やはり何らかの形でお考えいただくことができないか。ですから何かストレートにお金を出してくれ、運営費の一部を出してくれといとなかなか大変かもしれませんが、逆に実習の場を出すと、業界団体さん個々の企業からだとか確かに負担を求めづらいのかもしれませんが、例えば奨学金の枠組みをつくっていただくとか、いろいろ工夫の余地はあると思うのですが、そういう方向で今後ある程度の関係業界からの受益者負担を求める方向で御検討いただくことはできませんでしょうか。

○農林水産省 1点、これはもちろん受益者であると思えますけれども、地方公共団体ですね。これは下関市にございますが、下関市からは練習船2隻この大学が持っておりますけれども、それはいわゆるバース、棧橋の経費については無償で提供を受けておりますし、あるいは下関市が有しております水産関係の研究機関も無償で活用させていただいて、研究も実習もそこでやらせていただいております。

地元のほうでは漁業者から例えば地元漁業者が学生さんをお呼びできて、グループに分かれて現状を説明するとか、あるいは実習として魚を獲って出荷するような実習をする機会を得るようなことは現在やっておりますし、私どもも御指摘のように、直接金銭をお支払いするというのはなかなか難しいかもしれませんが、そのような形での御支援はこれからもお願いしていきたいと考えております。

○委員 わかりました。そういう形で地元と協力してということは大変いいことだとは思いますが、ただ、これは国の機関であって、水産大学校さんは下関にしかないわけですね。あのあたりは確かに漁業が大変盛んな地域ではありますが、あのあたりの漁業者のためだけにやっている学校ではないということで、下関が負担すればいいということにはならず、やはり全国から学生も受け入れていらっしゃるって伺っておりますし、そういった意味で卒業生の方ももっと広く就職していかれると思っておりますので、下関からだけやってもらえばいいということにはならないのではないかと。もう少し広い目でお考えいただければと思います。

○座長 それはお伺いだと思いますが、少しでも受益者負担をお願いしているということがおっしゃったのだと思いますけれども、いずれにしても今の視点は重要ですので。

○委員 法人シートのところを拝見すると、やはり運営費交付金をそれなりに毎年投じておられるわけで、できるだけ国費に依存しない方法をもっと模索しないといけないのではないかと思います。業界が赤字だからというような話はほとんど理由にならないと思います。もっと受益者負担、極端に言えば赤字になるような産業に何でどんどん卒業生を送り出すんだみたいな、別に揚げ足をとるつもりはありませんが、そういうふうに言われてしまっただけは元も子もないので、そうではないと。いろいろな意味で便益があるんだということ、しかも赤字になるのは短期的だというような話かもしれませんが、そういう意

味では将来のために人材を育成しているということであれば、将来それなりに卒業生が便益を受けることは間違いないわけで、そういう意味ではそれなりの受益者負担を求めるとか、ないしは卒業生に寄附をもらうとか、そういうようなこともできるような体制をつくる必要があると思います。

○座長 ありがとうございます。

例の統合の話でいろいろメリットとかデメリットとかおっしゃったのですけれども、そこをもう少し具体的に、なぜそういうようなガバナンス形態がいいのかとか、あるいは下関はまさしく別途あるわけですので、統合した場合に一種の実習教育機関としての、訓練機関としての実勢を保持するのはできないというのはよくわかるのですけれども、本当に管理の効率性を保つにはどのような仕組みが必要であるとか、研究開発と人材育成というのは本当に離れていて、どういうふうにしてシナジー効果を得るのであるとか、そういうことについてもう少し具体的に詳細な項目はお願いしたいと思いますが、それについてももう少し補足説明をお願いしたいと思います。

ほかの法人のヒアリングも予定しておりますので、少し消化不良になりましたが、とりわけ独法として保有する必要性です。場合によっては民営化でもいいのではないとか、委託してもいいのではないかという議論は当然あり得るわけでありまして、また、授業料が国立大学でいいということは、逆に言うと国立大学とどう違うのかという問題意識も出てまいりますものですから、そこら辺の受益者負担の考え方についても整理をしていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、これで水産大学校のヒアリングは終わりたいと思います。先ほど申し上げましたとおり、追加のヒアリングであるとか資料提出を今お願いしておりますが、そういうことでまた今後ともよろしく御協力をお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

(水産大学校関係者退室)

○座長 それでは、引き続きまして種苗管理センターからヒアリングを行いたいと思いますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。

(種苗管理センター関係者入室)

○座長 それでは、ただいまから種苗管理センターからヒアリングを行います。本日は御多用中のところ、関係の皆様においでいただきましてありがとうございます。

このヒアリングの進め方でございますが、最初に主務省の農林水産省から5分程度説明をいただきましてから、15分程度、質疑応答を行いたいと思っておりますので、説明は法人シートの様式6-2の個別法人の組織のあり方について記載された内容について、簡潔に御説明をお願いしたいと思います。5分以内ということで時間を守っていただきたいと思っております。

それでは、よろしく願いいたします。

○農林水産省 独立行政法人種苗管理センターについて簡潔に御説明させていただきます

が、御理解を進めるために横長の説明資料というものがございます。表紙をめくっていただきますと種苗管理センターの概要という色刷りの横長の紙があるかと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

この種苗管理センターというのは、食料の安定供給の確保、農林水産業の発展に欠かせない、いわば知的財産の1つである植物の品種、新品種の保護・活用、それから、農業生産の基本となります優良な種苗の流通の確保を図るために設置されている機関でございます。

下に主な業務を4つ分けてございます。

まず1つ目、左側でございますが、新品種の保護に関する国際条約、UPOV条約というものがございまして、これは欄外にございますけれども、71カ国が加盟しておる条約でございます。この条約に基づきまして、これに対応した国内法が種苗法という法律でございます。その法律に基づきまして国が品種登録の可否を判断するために必要な栽培試験を実施しております。このUPOV条約では栽培試験は国または国に準ずる機関が行うことにされておりまして、加盟国はそれぞれこの条約に基づきまして、国または国に準ずる機関が栽培試験を行っているところでございます。

2つ目でございます。その育成された品種をどうやって保護するかという形で、わかりやすくGメンという形で言うておりますけれども、実は日本で育種された品種が海外に不当に持ち出され、あるいはそれが海外で栽培されて日本に来るというケースがございます。一番わかりやすいのが、イグサの「ひのみどり」というものがございました。これが中国から畳表となって帰ってくるということもございましたけれども、これは現在、水際対策を実施する税関と連携して、お互いに瞬時にやる。その場合、例えば見つかった場合、これは怪しいなと税関から来たときはすぐDNA検査をしまして、これもかつて非常に時間がかかったのを2日か3日くらいでできるようになっているという技術もあります。そういったこととか、あるいは品種を登録するために相談とか情報収集・提供といったものの確認も行っているところでございます。

3つ目です。これは同じく種苗法に基づく、流通する種苗の表示、品質の検査を実施している。何せ種なものですから、これがいい種か悪い種か。品質がいいのかどうかという、この試験を抜き取りしてやっているということでございます。外観によって非常に識別が困難なこともございますので、そういうことを行っている。特に粒がそろっていても発芽が悪いとなりますと、例えば圃場20キロまいても半分しか出芽しないとすると生産性は著しく落ちますので、そういったものも監視しているということでございます。

最後の右側のばれいしょ、さとうきびの原原種の安定供給。これはなかなかないことかと思っておりますけれども、北海道などの畑作地域の基幹作物の1つであるばれいしょ、沖縄、奄美、南西諸島の基幹作物であるさとうきびは種では栽培できない。ばれいしょは種イモ、さとうきびは茎をまいて栽培しているところでございますが、いかんせんこれは非常にウイルス病や細菌の病気に非常に弱いということもございまして、作物の頂点に生長

点がございませぬ。その生長点を組織培養して、非常にウイルスフリーの環境の中で元種であります原原種をつくりませぬ。それを隔離された正常な圃場の中で原種という種イモをつくりませぬ。それを配って採種圃場、これは民間委託とかそういうことをしてございませぬけれども、そこでできたイモを農家に配るという3段階のシステムを組んでございませぬ。こういったことでウイルスとか細菌病の病気から守ってございませぬという状況でございませぬ。それは世界共通でやってございませぬして、19世紀、北アイルランドのばれいしょが非常に大不作で、3分の1も人口がいなくなったというのは経済学でもよく例に出される例でございませぬが、そういった過去の苦い経験を防止するため、国際的にも標準的に行われてございませぬ。

最後でございませぬけれども、今まで19年、一昨年と種苗管理センターのあり方にいろいろな面で御議論いただきましたが、私どもも管理コストはいろいろな面で限界が来てございませぬ。そういう意味では、この統合のメリットが出てくるのであれば、この議論に積極的に御協力してございませぬと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

時間オーバーして申しわけございませぬでした。

○座長 ありがとうございます。

まさしく種苗管理センターの位置づけというのはなかなか難しく、今、説明があったようにいろいろモニタリングの機能であるとか、規制的なことであるとか、試験などされておられるので明確にお答えにならなかつたのですけれども、メリットがあれば統合も視野にということなのですが、今まで平成19年とか24年とか、それぞれ農林水産省の考え方自身もいろいろどこと統合するかというのが変わってきてございませぬね。現時点において、これも結論を早く出さなければいけないと思っておりますけれども、平成19年とか24年のどのタイプを目指されてございませぬのか、あるいは別の形態であればどういふところに着目して、統合すればどういふメリットなりデメリットが具体的にあるのかというシミュレーションをされておられないと時間的に間に合わなかつたと思っておりますが、それを今日議論すると時間が間に合うかどうかわかりませぬ。現時点における一番有力な統合の考え方を具体的におっしゃっていただけますか。

○農林水産省 個別具体的なことは種苗管理センターにお願いするとして、今まで2つの御提言、方向がありました。

一昨年の家畜改良センターにつきましては、はっきり言って福島県の白河とつくばにそれぞれ本部がありませぬして、理事の数とかいろいろあるかもしれませぬけれども、管理部門とかいろいろなコスト削減の観点から言うと、3～4時間かけて通うことになる、いろいろな意味でそんなにメリットはなかつたのかなと思っております。

19年の案でございませぬけれども、同じつくばでございませぬから15～20分のできる。それから、例えば先ほども申し上げませぬしたDNA鑑定とか、最先端の技術のお互いのやりとりができて、それを活かせるのではないかといいメリット感を感じてございませぬ。

○座長 今のは多分、主務省がリードされる話ですから主務省がお考えいただいていいと思っておりますけれども、現時点においては平成19年度の案に近いようなことを今、お考えだ

と理解してよろしいでしょうか。

○農林水産省 どちらかを取るかといえば19年の案です。

○座長 では、19年の考え方を是とした場合において、この考え方というのは基本的にそうすると種苗管理センター自身の機能と確かに関連性は、機能面の統合ということなのですか。どういう論理でしょうか。

○農林水産省 私は2つ申し上げたつもりでありますけれども、1つは管理面のコスト削減。これは出てくるかと思えます。例えば圃場管理とか、いろんな面では出てくるかと思えます。

2つ目は、機能面では基礎研究でいろいろ言われましたDNAの識別技術とか、そのほかあるかと思えますけれども、そういったものが瞬時に現場で役に立つのではないかと。

○座長 わかりました。ありがとうございます。

それで、細かいことはまた後ほどお聞きいたしますけれども、昔、聞いた話では農場がありますね。そこら辺の整理合理化というのは割合進んできているのですか。これは後ほどいいと思えますけれども、時間の関係でほかの方からも御質問もあるかと思えます。

○委員 先ほど主な業務とおっしゃった幾つかの業務の中で、特に種苗法に基づく種苗権の付与とか、あるいはいわゆる種苗Gメン、品種保護Gメンの活躍というのはこの法人の目的であると同時に、これから農業のいわゆる6次産業化を考える上で非常に重要なお仕事だと思うのですが、他方でそうであれば、つまり国が丸抱えで農業をやるというイメージではなくて、市場経済の中で足腰の強いタフな農業を育成していくために権利の設定が必要だということであれば、これは受益者負担という考え方でそれなりに適正な出願料とか登録料とかそういったものを取るべきではないか。そういった点で今の金額というのはどうだろうか。あるいはそれを少しふやすことによって組織の面で忙しくて大変だとおっしゃいましたけれども、値上げをすれば出願がある程度減って、少し人員に余裕も出てくる。丁寧な仕事ができるという考え方はないだろうか。その点いかがですか。

○農林水産省 確かにそのような考えもあるかと思えますけれども、この出願料と登録料が種苗法で上限が規定されている。実額です。出願料が4万7,200円、これが法律6条。登録料が45条で3万6,000円を超えないという形でキャップをはめられている。これはまさしく政策的に決められたというのが1つです。

2つ目は、今、官邸で再生本部をつくって、規模拡大をお願いしています。コストダウンを図って、いろいろTPPの議論はありますけれども、それにかかわらずコストダウンは進めなければいけない。まさしく同じ方向でございますが、今、農家の皆さんに汗をいろいろかいていただきたいとお願いをしている中で、これは行財政改革。わかりますけれども、この時点で法律改正してまでそれをお願いすることは、非常に我々としては困難な状況である。将来、法人化なり大規模農業がある程度進んできたときは、法律改正して出願料なり登録料を受益者負担という形でお願いする姿もあろうかと思えます。でも現時点で果たしてそれが可能かどうかというと、かなり厳しいなと思っております。

○座長 よろしいでしょうか。

ほかの方がいかがでしょうか。

○委員 今の時点では難しいという話は、いろいろな政策判断があるのだと思うのですが、スタンバイをするというか、そもそもきちんと利益に見合った出願料なり登録料をつけているのかどうなのかという見直しあるいは精査は日々の内部的な検討ということだけでもできるのではないのかという気はするのですが、そういうようなことは日ごろからなさっていらっしゃるのでしょうか。

○農林水産省 一応シミュレーション的なものは持っています。冒頭申し上げましたように、管理コストをいろいろ下げても限界があると思っております。したがって、今回の統合で、統合のメリットはコストダウンという形ではかられるのであれば、我々は協力していきたいと思っております。

○委員 統合という話ではなくて、出願料や登録料の水準が適切かどうかという精査は、内部的には日ごろからなさっていらっしゃるのでしょうかという質問です。

○農林水産省 いろんなシミュレーションはあるかと思えます。しかし、アナウンスメント効果とかいろいろ考えますと、先ほど申し上げましたように農家をお願いしたときに、その努力の一部を登録料なり出願料という形でまた受益者をお願いするというのを検討しているということ自体が、外に出るといえることはいかなるものかと思っております。

○委員 そこはどうでしょう。そういうものを不断に検討するのはむしろ当然ではないでしょうか。先ほど法律で決まっているというお話でしたけれども、まさにその法律どおりでいかどうかというのを検討するのが所管省のお仕事であって、むしろその高い登録料に見合ったような優れた品種が日本から出てくるというのを促すのがお仕事なのではないでしょうか。

○農林水産省 だから私が言いたいのは、この場でお願いをしている中でそういった議論をすること自体がいかなるものかということなのです。

○座長 それは見解ですから承っておきますけれども、多分ほかの委員の方の御質問は登録料の政策的な判断というのもあるのですが、過剰な負担というのは当然よくないのですが、では、現在どれくらいの審査コストがかかっているのかあるとか、あるいは先ほど来、申し上げておりますように、結局、種苗管理センターの統合の問題でも微妙な問題が私はあると思っておりますのは、かなり現場の方が、職員の方が多いわけです。

ここでも研究開発の職員の方は別に形式上、この様式だとゼロなわけですが、むしろ開発なり検査要員の方と現場の農場におられる方ということから構成されている組織なわけですから、そういう意味では間接部門の効率化を図っていただくというのは当然必要だと思うのですが、本当にその直接部門の方の効率化とか、あるいは民間委託であるとか、そういうことが限界だとおっしゃるのかもしれませんが、その余地がないのかどうかということも同時にあわせてお考えいただく必要があると思っておりますが、いかがでしょうか。

○種苗管理センター センターです。

もちろん栽培試験を国から委託を受けてやっておりますけれども、毎年、実際どのくらいの金がかかっているか、人員がどれくらい投入されているか、それから、どうやってその経費を合理化していくかということは毎年検討して中身をやっている。特に審査の場合、どうしても人件費というものが多くなっておりますので、そのうちできるだけそういうものを節約するために、例えば情報化を進めるとか、それぞれの試験に携わる者の能力のアップを図るとか、手続をできるだけマニュアル化して間違いのないように、かつ、迅速にできるように、そういう努力は日々続けております。

○座長 具体的な成果というのはどういうふうに出ているのでしょうか。

○種苗管理センター 実際には、具体的に言えば今の人員の中で、全体が削減される中で、大体植物の対象する種類があるのですけれども、それは年々ふやすとか、大きなのであればそういうふうにセンターとして対象としてできるものをどんどんふやして、対象数をふやす。ただ、近年は景気の関係で出願数が伸びていないので処理数も伸びていないのですが、これまでは栽培試験数もどんどん伸ばしてきています。ただ、その間、交付金が伸びているかというのと、交付金が伸びない中でそういう努力は続けてきているということです。

○委員 ぜひそのデータを出していただきたいのです。ですから種苗法で決まっている出願料や登録料ということなのですが、これはいつ、何年前にお決めになったものなのかということと、その後、いろいろ例えば処理のプロセスなどを効率化する努力をされているということで、もちろんそれは時代の流れもあって、IT化とか進んでいると思うのですけれども、同じコストではあり得ないと思うのですが、そういうところの分析の資料は後日で結構ですので、きちんといただきたいと思います。

○座長 今お答えいただける話があればどうぞ遠慮なく。

○農林水産省 前回の改正は10年であります。15年前です。

○委員 15年間ずっとそのままやっている。やはりいろんな状況が変わっているのではないかと思いますので、ぜひその裏づけとなるデータを出していただければと思います。

○座長 では、いずれにしましても、この組織形態の見直しにつきましては、統合も視野に入れてということなのですが、早急に具体的に間接部門、私は間接部門だけの効率化だけではないと思うのですが、機能面の2つとおっしゃったのですけれども、機能面にも本当にいい効果が出るような組織形態のあり方というのはどういうものであるのか。平成19年と同じでいいのかどうかということも含めて、具体的なシミュレーションとメリット、デメリットの結果を御報告いただくと同時に、今、ほかの委員からも御質問があった点。政策的に今、そういう値上げを申し上げるような時期ではないというのは、それは見解としては承っておきますけれども、平成10年以降改正がないということですから、そこら辺についても精査していただきたいと思っておりますが、事務局から何か補足はよろしいですか。

○事務局 結構です。

○座長 それでは、とりわけ組織形態の見直しにつきましては、早急に方向を明確に決定していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。また後ほど補足の追加資料の要求であるとか、場合によっては追加のヒアリングもあるかもしれませんので、また御協力のほどお願ひしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

(種苗管理センター関係者退室)

○座長 それでは、これから家畜改良センターからのヒアリングを行いたいと思います。少しお待ちいただきたいと思います。

(家畜改良センター関係者入室)

○座長 それでは、これから家畜改良センターのヒアリングを行いたいと思います。本日は御多用中のところ、関係の皆様においでいただきました。ありがとうございました。

このヒアリングの進め方でございますが、主務省のほうから5分程度を目安に説明をお願いしたいと思います。とりわけ組織の見直しの方向性等につきまして、これは具体的には法人シートの様式6-2の個別法人の組織のあり方についての内容を中心に、簡潔に5分以内ということで御説明をお願いしたいと思います。その後、質疑応答を行いたいと思っております。

それでは、農林水産省から説明をお願いいたします。

○農林水産省 よろしくお願ひいたします。

お手元の資料の横紙の説明資料ということで1枚表紙をめくっていただいて中身でございます。

家畜改良センターの概要でございます。法人の概要は後ほど細かく説明いたします。

法人の概要の2番目に、前身は農林水産省の機関であるということで、私も若いころ3年半ほど行っておりましたけれども、畜産行政に携わる者は一度は行っているという機関でございました。平成18年には完全に独立行政法人に移行しております。

業務内容は6点書いてございます。簡単に御説明いたしますと、まず左側、全国的な視点での家畜改良ということで、家畜の生産と供給、遺伝的能力の評価とございますが、能力評価の部分は言ってみれば全国共通テストみたいなもので、民間や都道府県がつくっている家畜の能力を同じ手法でもって評価をして、統計的な処理をして提供するものでございます。

種畜のほうは、優良な種畜あるいは今はもう珍しくなってしまった特定の遺伝資源の種畜を各牧場で飼育しまして、都道府県や民間に供給しているものでございます。

飼料作物の種苗でございますが、これも研究機関で開発していただいた牧草の品種あるいは最近ふえていますが、飼料用イネ、これは食用と少し違うので、こういったものを一旦増殖して民間等に配付するという役割を担っております。

下の牛トレーサビリティでございますけれども、これもBSEをきっかけに今、牛については一頭一頭番号がついているということで、その管理をしております。農林大臣から委

任を受けまして、その作業をしておりますが、日本のトレーサビリティの特徴はネット上で公開しまして、番号を打ち込めば誰でもすぐわかるということでございます。牛肉の輸出等につきましては、このトレーサビリティが大変評価されております。

右側でございます種畜検査及び種苗検査ということで、これは特に家畜の場合は雄のほうが改良の主役になっておりますけれども、これを遺伝性疾患、伝染性疾患について検査をして、絶えず適正な家畜を用意するというところでございます。OECD 種子品種証明とありますのは、種苗につきましては日本で一度増殖したものをまた海外で再増殖することによってございまして、その流通のために OECD は品種証明を持っていて、これを使っているということがございます。

研修はフィールドを利用したとありますが、今はどこの大学でもなかなか家畜がなくて、都道府県や農協あるいは団体に就職した職員の方が改良センターのほうは家畜がおりますので、そこを使った指導をしているということがございまして、これは既に特に外国のものについては民営化しております。

最後に外部支援とございます。これは宮崎で3年前に起きました口蹄疫あるいはつい2年前の福島の地震に伴います原子力災害におきまして、家畜の殺処分、移動、捕まえることなど、こういったことにつきまして家畜を扱った人は今、地方にもいないということで、センターのほうから緊急対応で派遣しております。口蹄疫の場合は約4,000人、原発事故の場合も2,000人の人間が延べで対応しております。こうした緊急対応についてはその後、求められている状況でございます。

次のページでございますけれども、これは大したことは書いてございません。沿革は先ほどお話したような18年からは今のスタイルに移行しています。理事長1名でございますが、民間の方で公募してございます。今、2代目でございますけれども、今の理事長は東北大学の先生でございました。理事4名のうち2名は常勤でございますが、出向で対応してございます。牧場は右にありますけれども、11カ所ございます。

次のページが、基本となります家畜改良増殖の仕組みということでございます。下から入るのですけれども、まず一番下に畜産農家がございます。酪農家、肉用牛農家からデータをとりまして、上にあります矢印で民間団体のほうで1次情報を取りまとめます。これを家畜改良センターのほうに収集して、統計的処理でもって先ほどお話したような共通評価をしている。特に乳牛の場合は世界との共通評価で決まっております。和牛は独特の日本の評価でございます。種畜の場合は右側の矢印でございますけれども、優秀な家畜あるいは特徴のある家畜につきまして、しっかりと民間に供給するという役割を担っております。

最後に、各牧場の配置地域がございまして、これは見ていただければよろしいかと思っております。全国で11カ所ございます。昔は17カ所ありましたが、統合して今は11カ所になっています。

組織のあり方でございます。シートのほうでございまして、他独法との統合につ

きまして、種苗管理センターの統合につきましていろいろ御議論がありまして、指摘も受けております。正直申しまして、所在場所、特に本庁等がかなり離れていまして、今まで見ている中でも、直接の管理軽減のコスト削減等も効果があるのか少し悩ましいなと思っています。

研究開発独法との統合につきましては、今までは、今までは、意味、役割分担を進めてきておりまして、今、役割として重なるところはないのですが、同じ家畜を扱う、あるいは研究開発独法が開発した技術を応用して下におろしていくという意味では、そういうつながりはあるかと思っています。

以上でございます。

○座長 ありがとうございます。

今お話があった統合といいましょうか、組織形態の見直しについては今のところほかの、平成19年度のバージョンもお考えでないというお話で、それはそれで話としては承ったわけですが、私から少し包括的な質問をさせていただければ、確かにそうは言いながら結構間接部門の職員の比率が高うございますね。そうすると、それを何らかの格好でもっと直接事業されているところのほうにシフトしたいというのは当然あり得ると思うのです。その場合にどのような組織形態が一番いいのかという問題があると思います。

その場合に少し気になっておりますのは、たしかこの家畜改良のいろいろ繁殖用の技術であるとか、ほかの都道府県の農業のそういう畜産の研究をやっているところもありますし、あるいは実は独法のもう一つの農研機構がありますね。そこでもたしか一部やっていたところがあったと記憶しておりますが、今はどうなったか記憶が定かではありませんが、そういうものとの分担関係等を考えれば、もう少し重点的な領域を限定して、あるいはどこかの統合というのも本当にあり得ない話ではないだろう。したがって、もし現状維持をされるということであれば、やはり少なくとも平成19年のものはこういうことでまずいんだとか、あるいはもう一つの農研機構とくっつくと、こういう問題が逆にあって間接部門がかえって肥大化するとか、あるいは都道府県等に本当に移譲ができないかどうかということ、やはりどう考えてもそういう疑問が出てきます。

それについてやはり具体的なデータ等をお示ししていただかないと、このままでいいんだということには到底ならないし、間接部門を何らか効率化して、畜産の振興発展のためにサポートされるということ自身はあり得ると思うのですけれども、その辺をもう少し具体的なデータの積み上げなりメリット、デメリット論を展開していただかないと、このままそうですかというわけにはいかないというのが率直な私の感想です。ほかの方からいろいろ御意見があると思いますので、まとめて御回答いただきたいと思います。

○委員 いろいろな業務をやっておられる中で、民でできるものは民に、地方でできるものは地方に引き取ってもらうというのがこの基本的な考え方になるわけですが、種畜検査業務というのは実質的には地方公共団体でやっている部分が多いのではないだろうか。そうだとすると、例えば国全体で統一した基準をつくるとか、そういった部分は国が

やるしかないとしても、かなりの部分というのは地方に移管できるのではないかという問題意識を持っていますが、そこはいかがですか。

○農林水産省 お答えいたします。

正直申しまして、独り立ちができないという話になれば、どれが一番効率的かということでございます。種苗のほうは正直申しまして、家畜改良センターにも種苗の部分がございまして、そこだけは接着剤かと思えます。ほかには接着剤がないというのが正直なところでございます。研究独法は正直言いまして、家畜という意味では接着剤がかなりあるのだと思えます。ですからガバナンスと申しますと、私どもからすると先ほど緊急対応とかございまして、ある程度研究部門と別な部分で維持できるものがあれば、そういったことは十分考えられるのかなと思っております。

都道府県は実は種畜検査について特に移管の指摘を受けたときに、県とも随分議論をいたしました。県のほうも今、行政的にかなり厳しくなっているので、自分の県を越えた範囲に流れる種畜についてまでは責任を持ってないというのが県の考え方でございまして、おかしいのですが、おかしいといえますのは、県の中でも外でも出すのは一緒なのですけれども、やはり県としては広域流通するものについては国でやってくれないか。これは県のある意味反応でございまして、そういうことで御紹介します。ただ、民間でできるものは民間でと申しますのは、今、特に飼料生産ですとか、かなりの分野については既に民間を使っておりますし、市場化テスト的なことはできるものはどんどんやっていきたいという気持ちを持っております。

一番心配なのが家畜の防疫、病気のことでございまして、宮崎の口蹄疫のときも県の試験場で出入りしている作業員が家でも家畜を飼っているような状況だったものですから、蔓延してしましまして、そういった防疫上の不安があります。ただ、いずれにしても今のままで完全に孤立してやっていくことはないと思っておりますので、データにつきましてはまた必要なものはそろえますけれども、独立性を一部維持しながらもいろんな形での、特に研究独法では接着剤はあるのかなと思っております。

○座長 一部維持というのは気になることですが、一部維持なら一部維持でどの部分がくっついて、どの部分を残すのか。でも、それによってかえってまた間接費の比率がふえないかどうかということについても、きちんとお答えできるように御回答をお願いしたいと思います。

○委員 まず質問は後なのですが、1つ感想を申し上げますと、家畜改良センターだけではないのですけれども、農林水産業の就業者が10%にも満たないようなこの国で、幾つ独法があるんだという感覚は国民の素朴な感覚としてあるのです。そこはやや我々はいろいろ農林水産業の振興のためにはこういう独法がないといけない、ああいう独法がないといけないというお気持ちなのでしょうけれども、それはやはり全然国民の一般の方の感覚から乖離していることだけは、はっきり申し上げておきたい。

ですから、やらなければいけない業務をやらなければいけないということはわかるのだ

けれども、もう少し実際の国民、要は9割以上は農業、農林水産業以外の就業者なわけですから、そういう方々に対してどうしてそういう独法がこういう形で存立する必要があるのかという説得をできる材料をきちんと用意しておかなければ、それはそれとしてほかとくつつくとシナジーがないとか、やっている内容が全然違うからくつつけられないということだけでは説明ができません。

それで質問なのですけれども、先ほどのお話とも関係するのですが、家畜改良センターがある種、独占的にやっているような業務があるのではないかと。本来は民間にも委託できるようなもの、ないしは都道府県に移管できるようなものがある。もちろん、今の状況からすぐに来年からでも民間に任せることは直ちにはできないということはわかるけれども、いつまでも国でやり続けていいかどうかということはあるわけです。特に過去の例ということで言えば、山羊とか実験用うさぎなどは既に民間に全部やって、センターでは廃止したという事例があるわけですから、そういうようなものが次なる候補というのは、今すぐはできないかもしれないけれども、ゆくゆくはというようなことで何かお考えになっているようなものはあおりなのでしょうか。

○農林水産省 ありがとうございます。

最初のお話は、まさに私たち自身が忘れてはいけないことなので、特に対外的な説明の仕方、能力についてはどういう方向に動くにしてもしっかりとしたいと思います。

2点目の今後の譲り方でございますが、確かに山羊とうさぎ、めん羊はやめてしまったということで、民間委託というよりはやめてしまったのです。ですから、今、山羊は割とチーズ向けに乳量の多い山羊が欲しいという話もあるのですが、これは日本全国誰も対応できていない状況ということもございます。ただ、やはり地方に特定の家畜、品種がございますので、こういったものをいつまでも国でやるかということは確かに今のお話もございますが、ある程度県で限定をして改良を進めるものについては、県とも相談しながらいづれ整理をすることは当然であろうかと思えます。

○委員 先ほど質問があった種畜検査の件で追加でお尋ねしたいのですが、都道府県に聞かれたときにあちら様の意向として、自分のところ以外のところはやりたくないというお話なのですが、そろそろ発想の転換があってもいいのではないかと気がちらっとするものでお尋ねするのですけれども、これはもともとは、その都道府県なら都道府県が自分のところの県の中で出回るものについて、病気とかいろいろなものがあっては困るから、きちんと安全安心を確保するためにやるものだと思うのですけれども、ただ、発想を変えれば地元の農業者が出しているものについて、これはきちんとしたお墨つきをあげることですね。でも、何か事前に伺ったところによると、都道府県が検査をなさると、その供用範囲はそこにどうも限られてしまうような話を伺ったことがありますが、逆にその規制を撤廃してあげれば、地元の農業者が頑張っているいろいろそういったものにお墨つきをあげていけば、それがほかの都道府県にも出回ることができることになれば、それはある意味、成長戦略というか、地元の農業者を後押しすることもできるのではないかと思うのです。

そのように考えれば、ぜひそういったあたり、供用範囲を拡げるとかいう形で都道府県にも発想を変えていただいて、本当に自分のところの安全の確保だけではない。農業者のためにやるんだということで、全面的にとまではいかななくても、もっと大幅に地方に委ねるようなこともできるのではないかと思います。その点いかがお考えになりますか。

○農林水産省 先ほどのお話とも関連するのですが、病気の検査は家伝法上、家畜保健衛生所でやってもらっていたので、病気の検査は県がやっております。種畜については、実は今、お話があったように昔は各県で自分のところで作った牛はよそに提供しないとやっていたのを、10年ほど前から各県を説得してよその県にも使わせろという家畜改良に変えてきました。その中で今、県が言っているのは、あなたがたが言って、国が言って我々は各県に提供し始めたのに対して、その提供する種畜の検査については国でもしっかり見てくれというような、我々も広く使ったことでそういったふうになっているのはあります。

ただ、今、県の種畜検査というのは全国の定期検査が間に合わないときに補完的にやっているものでございますので、基本的には能力という意味では今、国がやっていますが、県との持分のやり方、協力の仕方、こういったことは以前の指摘もございますので、引き続き県にもよく話をしながらすみ分ける仕方がないものかどうか、あるいは任せることがないものかどうか、こういったことについては県とも議論をしたいと思っております。

○座長 いずれにしても、都道府県との関係は独法の組織形態見直しと同時にやっていたきたいと思います。

事務局から何か補足の質問等ありますか。

○事務局 1点だけ。先ほどの指摘で例の山羊、うさぎ、めん羊のところなのですが、そのお答えの中で特定の県だけで流通するものというお話だったのですが、いわゆる原種について、私どもの理解がもし間違っていたら御指摘いただきたいのですが、広域流通する国産精液はこの独法が出すだけではなくて、ほかにも2～3の事業者が出しているわけで、そういう全国レベルで通用する業者というのはいるわけですね。そういう全国レベルで通用する業者があるのであれば、その民間をむしろ育てることで、独法のやらなければいけない仕事というのはもっと縮小できるのではないかと。その意味で例えば原種提供のための牧場の運営などに民間を引っ張り込んだりもできるのではないかと。そういう指摘だと思って、必ずしも特定の県だけというのではなくて、いわゆる広域流通の分野でも業者が育てているのだったら譲るといふ政策判断もあるのではないかと。多分そういう御指摘だったと思っております。

○委員 提出いただいた資料に、まさに絞り込みという話を書いてあるわけですね。これはおやりになるということなのですね。

○農林水産省 あくまで県や民間との業務の整理ですとか、絞り込みは進めていきたいと思っております。

種畜について言いますと、一番根っこの原種をセンターが供給していますけれども、増殖ですとか、実際の精液として売る場合は民間なり都道府県を全部使っていますので、そ

このところの整理はできるのですが、もともと一部の県でしかないものについてずっと関与するののかということについては議論があると思いますので、そういったものについてはもっと県と話をしながら、お任せきるようなものがあるのではないかと考えております。

○座長 よろしいですか。それでは、時間がまいりしたので、とりあえず一旦ヒアリングは終わりたいと思いますが、これからまだ組織形態の見直しにつきましても具体的な明確な御回答をいただいているものではないので、場合によっては追加的なヒアリングであるとか資料提供等でまたお願いすることがあると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、本日のヒアリングはこれで終わりにしたいと思ひます。どうもありがとうございました。

(家畜改良センター関係者退室)

○座長 これから農畜産業振興機構からヒアリングを行いたいと思ひます。少しお待ちをいただきたいと思ひます。

(農畜産業振興機構関係者入室)

○座長 お待たせしました。それでは、ただいまから農林水産省所管の農畜産業振興機構からヒアリングを行いたいと思ひますが、本日は御多用中のところ、関係の皆様においでいただきました。ありがとうございます。

このヒアリングでございますが、主として法人シートの方式の6-2の個別法人の組織のあり方についてを中心に、5分以内ということで農林水産省から御説明をいただきたいと思ひます。それから、質疑応答に入らせていただきたいと思ひますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、農林水産省から説明をお願いいたします。

○農林水産省 よろしくお願ひいたします。

今日は独立行政法人農畜産業振興機構のことにつきまして、御説明をさせていただきたいと思ひます。

お手元の横長の資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

7ページにわたる資料でございますが、事前にいろいろ事務方より御議論があったように伺っておりますので、そのところで議論になることを中心に御説明を申し上げたいと思ひます。

1ページ、この機構は農畜産業、その関連産業の健全な発展、それから、国民の消費生活の安定に寄与することを目的に設立されているところでございます。この目的を達成するために必要な農畜産物生産者等の経営安定対策のために、補給金の交付業務と農畜産物の需給調整、価格安定対策業務を一体的にやっております。具体的には(1)①にあります農畜産物生産者等への経営安定対策及び補完対策。2番目に農畜産物の需給調整・価格安定対策。口蹄疫や鳥インフルエンザ、東日本大震災、経済情勢の変化などに対応した緊急対策。それから、情報収集・提供に関する業務を行っております。詳細につきましては

2 ページ、3 ページにつけてございます。後ほど御覧いただければと思います。

役職員につきましても、そこに書いてあるように役員数 10 名、職員数 215 名、予算はそこに書いてあるところでやっているところでございます。

2 ページ、3 ページは経営安定対策、需給調整・価格安定対策でございますけれども、主な議論として 4 ページを御覧いただけますでしょうか。この機構は先ほど申しましたように口蹄疫、鳥インフルエンザなど事件が時々ぼんと起こるわけでございますけれども、これらの悪性伝染病対策とか、東日本大震災のときにさまざまな緊急事態が生じたわけですが、迅速に対応するために農畜産業者のための緊急対策を行っております。

東日本大震災への対応に当たりましては、真ん中の（2）にございますけれども、福島原発事故の影響によりまして牛肉の出荷制限によって収入が途絶して、倒産の危機に直面する肉用牛肥育農家への緊急支援対策を行っております。対策の決定から予備費の使用が決定されるまでの間、機構の保有資金を活用することによって迅速かつ機動的な対応が可能となったと思っております。

本年度におきましても、穀物価格の高止まりによります配合飼料価格の高騰への対応といたしまして、特別交付金の交付などを実施しているところでございます。

5 ページ、機構、法人の政策体系上の位置づけについて御説明申し上げます。機構は食料自給率の向上、農畜産業の再生あるいは最近の 6 次産業化のために不可欠な農業経営の安定を図るということで、いろいろございますけれども、個別の法律に基づいて国として講ずることが必要な畜産物、野菜、甘味資源作物など生産者の経営安定対策のための補給金の交付業務、それと農畜産物の需給安定、価格調整対策の実施業務を一体的に担う機関として位置づけられております。

この機構は、経営安定対策の適正かつ安定的な実施やさまざまな緊急事態への機動的な対応を通じまして、国内農業の持続的発展や国民に対する食料の安定供給に貢献しております。こうした各種事業の的確な運用により、消費生活の安定に寄与しているところでございます。

組織の詳細でございますけれども、次のページを御覧ください。6 ページでございますが、ここにありますように役員のほか 11 部 1 室ということで行っております。

7 ページを御覧いただきますと、機構はこれまでいろいろな行政改革の視点に立って、いろんな改革をしてきております。これまでいろんな各法人が統廃合を繰り返しまして、現在に至っているところでございますけれども、最近では畜産振興事業団と蚕糸砂糖類価格安定事業団が平成 8 年 10 月に統廃合され、農畜産業振興事業団という名前になったわけですが、これに今度は野菜供給安定基金が 15 年 10 月に統廃合して設立されているところでございます。

独立行政法人の整理合理化計画とか、事務・事業の見直しの方針といったことを受けまして、全国各地にあった地方事務所は、ここにありますように大幅に廃止をしております。海外事務所も全廃するという取り組みを行ってきております。

組織体制についてはこのようにございますので、今後また見直しをしてみたいと思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

以上でございます。

○座長 ありがとうございます。

それでは、質疑に入りたいと思いますが、どなたからでも。

○委員 御説明ありがとうございます。いろいろ重要なお仕事をなさっているかと思いますが、私からその中の1つで、畜産勘定のところで保有されている資金の使い方のところでお尋ねをしたいと思います。

今、実際に持っていらっしゃるお金の残高と、実際にお使いになられている実績などを比べて拝見したときに、余りそれほど使われてはいないのかなという感じがしておりまして、こういう時節柄いろいろなことを考えますと、たくさん持っておけばいざというときに安心という、それはそういう考え方もあるかもしれないのですけれども、なかなかそうもいかないのかなど。やはりどれほど必要なのか。現在の状況に即してこれからどの程度持っていたらいいのかということを考えながら、例えば交付金を減らしていくとかいうことも考えたほうがいいのかと思います。このあたりはどのように考えていらっしゃいますか。

○農林水産省 ありがとうございます。

これについては議論があって、今1,500億円ほど平均で来ている経緯をお示ししているところでございます。そんなに全部使っていないではないかという御指摘もございますけれども、今、委員から御指摘がありましたように、例えば平成13年のBSEのときには1,000億円ほど出ていったということがございまして、最近の口蹄疫でもかなりの額が出ています。これが幾らだったらいいいのかということにつきましては、なかなか何が起きるかわからない中で、責任を持った数字が出せないというのが正直なところでございます。

もう一つは、確実に補填が可能なようなものを準備しておく責任があるかと思っております。

現時点での交付金の削減を、幾らだったら減らしてもいいだろうということについて、何が起こるかわからないということもございまして、幾らにするべきだという目標は、なかなか難しいと思っているところでございます。

○委員 基金に関連するところで、そもそもこれは御省だけではないですけれども、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」ということで、これは平成18年に閣議決定しているわけですが、それに基づいて、既に各種団体に農畜産業振興機構から出された各種団体へお金が基金残高としてもそれなりに残っている、もちろん不要であれば返納するというのは原則だというのは御存じだと思いますけれども、この水準にはそれなりに適正な水準であるということと御認識されておられるのか、あるいは今後早い時期にそれなりの必要でない基金残高の一部か何かを返納させることはお考えになっておられるでしょうか。

○農林水産省 機構の補助事業で造成したいろんな法人、特例民法法人ですとか一般社団法人に造成した基金のお話だと理解しております。これにつきましては機構はこれまでも一定の基準を設けて、不要なものについては返納するという方針で見直しをしてきておりますので、引き続きそういった見直しを続けていく。これは不断の見直しですから現在措置されているのは基準に従って検討して、所要額を基金として造成している状態にあるという認識でおります。

○委員 いろんな法人を横串で見るためにいろんな指標をとるわけですがけれども、この法人については例えば間接部門の比率とか、ラスパイレス指数とか、余り良いとは言えないわけですがけれども、際立っているのは常勤役員数 10 人という、この規模の法人にしてみると非常に多いのですが、これは何か理由があるのでしょうか。

○農林水産省 役員数につきましては今、10 人ということでやっております。職員数は 215 人でございますが、これはずっと合併を繰り返してきておりまして、役員数につきましてはその都度削減をしてきているところがございます。

言ってみれば畜産物とか野菜とか砂糖とかでん粉の各分野で広範、多岐にわたる業務をこなしていく上で、私どもとしては役員数は必要不可欠の最小限と今は思っております。また、職員数の比率でよく御指摘があるわけがございますけれども、品目ごとに異なる農業団体を相手にしておることもございまして、他法人と一律にはかれない部分があるとうことは御理解をいただければと思っております。

なお、役員数につきましては、当然のことながら第 3 期中期目標において業務運営に真に必要な最小限の理事の数について検証して結論を得るということにしていますので、そういった指示を出しているところがございますので、それを踏まえてまた見直しをしてまいりたいと思っております。

○座長 最初の質問の基金の管理等につきましては、その政策的な、独法以外の要素が含まれているのは我々も承知しておりますが、今、指摘があったようなことは、これは独法の管理なり主務省がリーダーシップをとれば、その歴史的経緯というのは私どもは承知しておりますけれども、やはりこれはもう少し頑張ってみ直しを進めていただければと思っております。そのほかいろいろ問題はあるのですけれども、事務局から何か個別でありますでしょうか。

○事務局 一番最初に出てきた保有資金の話なのですが、この基金は何があるかわからないのでプールしておく必要があるというお話だったのですけれども、国には予備費の制度もあって何か緊急事態があったときには予備費を活用して、そこに資金を流すということも可能なものですから、だからほかの法人やほかの省庁ではなかなか基金を個別に法人のところにつくっておいて、何があるかわからないからその溜り金には手をつけられないんだという、そういう理屈はとっていないと承知しているのですが、ここだけ何でそういう理屈になってしまうのですか。

○農林水産省 御説明をさせていただきます。

機構が実施いたします主な畜産関連対策につきまして、経営安定対策ですけれども、これは生産者に対して収益が大きく悪化した場合にも、確実に補填が可能となるように必要な予算額を計上しているわけでございます。ですから実績が少ないという御指摘ですけれども、これは予算額に対して事業費が大きく下回る場合があるのは、肉用子牛価格ですとか、あるいは枝肉価格といったものが堅調に推移して、あるいは生産コストが安く済んだ。そういったことで結果的に生産者に対する補填などの交付額が、当初の見込み額を下回ったことが大きな要因としてございます。

また、国からの交付額と畜産関連対策の所要額。これは所要額のほうが1,000億円ほど多くかかるという中で、交付額が十分交付できないというのが毎年の状況ですけれども、それは機構の保有資金で賄うこととしているわけでございますし、また、その年度途中で口蹄疫の発生というふうに申し上げましたけれども、そういった年度途中で口蹄疫、BSEあるいは原発のセシウム等の風評被害といった不測の事態が発生した場合の緊急対策の財源も必要だということで、過去のそういった緊急対策をやってきた経緯、これは予備費というのは直ちに発動できないわけでありまして、補正予算もすぐには出せない。そういった予備費あるいは補正予算といったものなりで対応するまでの緊急的な対策としては、この機構の保有資金に依ることになるわけでございます。

ですからBSEのときですと、そういった予備費や補正が出るまで機構の保有資金でやらざるを得なかった部分で1,000億。例えば口蹄疫のときですと予備費が発動されるまで140億とか、そういった規模のお金の緊急対策を緊急に打っているということが必要だったということでございます。

こういった状況の中で保有資金残高が前年度よりも減少することが見込まれている中で、現時点で交付金の削減を幾らにするということは、なかなか困難だという理解でございます。

○委員 農畜産業振興機構はお金を機構の自主的な判断で借りることはできないのですか。短期借りはできるわけですね。だからその補正予算が組まれるまで短期借りすれば済む話だとか、そういうことは十分に考えられるわけです。

何が言いたいかということ、別に日本の財政に余裕があるのだったら、そこら辺に基金をつくたって誰も文句は言わないのかもしれませんが、基金がある、埋蔵金があるのではないか。そういうような国民の批判がある中で、それでもなお1,500億というお金というのは国会の予算の規模からすれば小さい規模かもしれないけれども、それで襟が正されていないと国民が見て国の政策に対して非協力的な、ないしは反発を持つようなことが起こっているということがあるわけで、そういう意味ではたかが1,500億、されど1,500億とか、それぐらいの基金は国家財政の規模からしたら小さい規模かもしれないけれども、そういうところから少しでも不要不急のものはできるだけ少なくしておいて、いざというときはいざというときにやるけれども、ちゃんと襟を正しているということだったらば、国民は政府の政策に対して協力的ないしは賛同を示すような行為を持ってくれるかもしれ

ないという、そういうメリット、デメリットはあるのではないかと思います。

○座長 いずれにしても時間が。お答えは後でまとめて。

○農林水産省

短期の借入れは、畜産の場合には認められていないことになっております。

○座長 独法通則法で書いていなかったですか。

○農畜産業振興機構 砂糖勘定と運営費の不足分については、短期借入れできるという規定になってございます。

○座長 それは個別独法で規定しているだけでしょう。独法通則法上はできるのです。ですから、それを議論すると時間がかかりますので、いずれにしても今の解釈も含めて、あと追加的に資料等を事務局を通じてお願いいたしますので、この基金の問題とか余剰金の問題というのは確かに政策判断もあるのかと思いますが、我々としても詰めた点がございますものですから、場合によっては追加ヒアリングなりをお願いすることもあるかと思っておりますので、少なくとも資料提供につきましては御協力をお願いしたいと思います。本日は時間の関係上、まだあと3法人ヒアリングを残しておりますので、とりあえず一旦これで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

(農畜産業振興機構関係者退室)

○座長 それでは、これから国交省の国際観光振興機構からヒアリングを行いたいと思っておりますので、しばらくお待ちください。

(国際観光振興機構関係者入室)

○座長 お待たせいたしました。本日は御多用中のところ、国土交通省、国際観光振興機構の皆様においでいただきました。ありがとうございます。

ヒアリングでございますが、これは主としては法人シートの様式6-2の個別法人の組織のあり方に記載されました内容を中心に、5分以内ということで主務省から御説明をお願いしたいと思います。その後、質疑応答を15分程度想定しておりますので、時間厳守でお願いしたいと思います。

それでは、国土交通省から御説明をお願いしたいと思います。

○国土交通省 どうぞよろしくお願いいたします。

5分という制約がありますので、パワーポイントの資料で御説明をさせていただければと思います。

今日御説明したい内容は3点ございまして、1つ目はこれまでの独法改革に関する閣議決定の対応状況を御報告し、2つ目にこの機構を取り巻く環境変化について御報告をし、最後に、それを踏まえての業務執行方式の見直しを御検討をお願いしたいと思います。その3点を御報告したいと思います。

まずお開きいただきまして1ページ目、これまでの独立行政法人改革において累次の閣議決定がございまして、措置済みの案件がほとんどですけれども、2点、積み残しがございます。

1つは1番目の通訳案内士試験業務の民間等への移管でございまして、黄色で書いた部分が閣議決定事項ですけれども、他の実施主体に移管することを検討するでございます。私ども観光庁、JNTOといたしましても、試験事務を早期に他の実施主体に移管するという方針でございます。

そのためのステップといたしまして、実はこの試験事務が大幅な赤字になっております。収入5,000万円に対して1,600万円ぐらいの赤字になっておりますので、実はいろいろ打診しましても実施主体の引き受け手が出てまいりませんので、まずは速やかにこの赤字体質を解消すべく、現在の中期計画期間内においてこの赤字を解消する方策を講じております。これをなるべく早く実現するように努力をしてみたいと思っております。

2つ目は本部事務所の移転でございまして、閣議決定文では本部事務所（有楽町）を移転するでございます。私どもの検討の結果、国際交流基金の本部事務所、これは四谷にございますが、こちらに移転する方針でございます。実施の時期でございますけれども、移転のための予算要求がございますので、この夏に要求をさせていただくと最速で27年度となりますから、私ども27年度に移転する方針で検討を進めたいと思っております。

以上が独立行政法人改革の閣議決定への対応状況でございます。

2点目でございます。政府観光局を取り巻く環境の変化ということでございます。資料が多いのでざっとまいります。

まず2ページにありますように、政府観光局は国際観光振興機構同様に各国で置かれてございます。実施している業務内容は現地の新聞社、雑誌社、テレビ会社などに日本の観光魅力をテレビ番組や雑誌で取り上げていただくというようなことを働きかけたり、海外現地の旅行会社に日本のツアー、商品を作ってもらったり、販売を促進してもらったりというようなことをやっております。

このような取組をしているわけですが、まだまだ日本に来る海外旅行者は少なくなっております。3ページ目をご覧くださいますと、2003年にこの取組を開始いたしまして、何とか今年1,000万人が手に届くところまで来ました。ただ、これでも世界で33位というレベル感、アジアでも8位というレベル感ですので、今年6月に安倍総理主催のもと、全閣僚が参加して訪日外国人の目標が定められました。これは上の箱にあるとおり、今年中に1,000万人を達成する。そして直ちに次の2,000万人に向けて努力をする。そして2つ目の○ですが、2030年には3,000万人となっております。これをオリンピックの開催決定という追い風も使いながらしっかりやっていくということで、観光庁、JNTOに課された課題は大きいと思っております。

このような中、今回お願いしたい内容は5ページでございます。現在2,000万人を目指してやっているとありますが、今のやり方のままではなかなか人数が増えていかないというのは事実でございまして、何とか諸外国の政府観光局と同じ条件で競えるような環境にさせていただければと思っております。

日本では観光庁が事業を直接民間事業者に企画競争で実施をさせて、JNTOは監督をする

のみとなっておりますけれども、諸外国は観光庁自らがやるのではなく、政府観光局が自ら民間事業者と契約を行って、事業を機動的に実施いたしております。このような体制になりますと、6ページ目に具体の例がありますけれども、海外現地の航空会社などから共同で取組を持ちかけられたときに、日本の場合はなかなかすぐに行動を判断できないのに対して、外国は即決ができるということでかなりの成果をあげることになっています。このため7ページにございますように、私どもとして望むところは海外の政府観光局と同様に、直接JNTOが発注をする方式に改めるということをお願いしたいと思っております。ただ、この方式にいたしましても、結局、実際に受注するのは民間事業者ということで、発注業務のみをJNTOに移すことをお願いしたいと思っております。

冒頭の御説明は以上でございます。

○座長 ありがとうございます。

私から気になるのは、今の点も気になるのですけれども、最初のものも気になっているものがあるので後でまとめて説明していただきたいと思うのですが、通訳案内士業務の民間移管が進んでいないということなのですから、これ自身の必要性というのかねがね私は疑問に思っていて、本当に独占的なものの業務も一部あるみたいなのですが、なかなか本当に必要かどうかというのがまだ納得できない点があるので、後ほどお答えいただきたいと思います。

それと海外事務所です。これは政府が全体の方針としてほかの国際協力機構であるとか、国際交流基金であるとかJETROと、海外事務所の統合なり共用化、近接化はどれぐらい現実的に進んでいるのか。とりわけジャカルタに今度また準備中とか最後のページに書いてありますので、そこら辺の通訳案内士の話は後でもいいと思いますので、海外事務所の共用化なり統合化なり近接化の状況について確認したいと思います。

○国土交通省 ありがとうございます。

まず通訳案内士でございますけれども、これは訪日外国人の増加に伴いまして、ますますガイドさん、通訳をしながら一定のレベルを持ったガイドさんのニーズは高まっているという状況だと思っています。一定のレベルを国が持つということについては、実は諸外国、特にヨーロッパなどでもこういう制度をしっかりと維持して、正しい知識の普及に努めているということがございますので、この制度自体は私どもは必要なものと考えてございます。

海外事務所でございますけれども、まず御指摘のあったジャカルタにつきましては国際交流基金のオフィスの一部に場所を作っていただいて、そこに入るということをしていただきます。それから、北京事務所につきましても既に基金が入居するビルに移転をして開所したりしてございますので、まずはお約束している北京、バンコクについては方針どおり実施しているところでございます。

○座長 ほかはどういう状況ですか。

○国土交通省 ほかのところは、これも並行して検討しておりますが、それぞれ契約の終

了期間をどう合わせるかですとか、移転した場合、費用がどうかということをも具体的に各事務所ごとに検討を進めております。この検討については協定を4機関で結んでおりますので、着実に進めてまいります。

○座長 分かりました。では、ほかの方どうぞ。

○委員 今の海外事務所ですけれども、本部事務所の共用化については着々と進めていくという理解でよろしいですか。

○国土交通省 本部事務所につきましては、交流基金との連携も視野に入れて検討するよという御指示をいただいておりますので、まずは事務所の共用化ということを実施した上で、その後の動きについても視野に入れて検討していくということだと思っております。

○委員 事務所の共用化は進むと。その点以外でも外務省と国土交通省という垣根を超えて連携を進めていくという理解でよろしいですか。

○国土交通省 御指摘のとおりでございます。6月の「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」でも具体の事業をなるべく連携をとるよというよということで一緒に行動計画をつくったりしておりますので、そちらの連携をさらに深めてまいります。

○委員 訪日プロモーション事業の執行方式の改善という御提案なのですけれども、これをするよよによって今の外務省ないしは国際交流基金との統合に向けた動きに何らかの影響はあるのでしょうか。

○国土交通省 その影響は一切ないと思っております。むしろ海外事務所のJNTOの権能が広がることで、海外での国際交流基金との連携をさらに現場でも深めることができると思っております。

○委員 お配りいただいた7ページのパワーポイントの資料ですが、あえて意地悪な言い方をすると、これは観光庁と一体だということになるよよということは、観光庁で定員を増やせばいいだけの話だけれども、観光庁で定員が増やせないから、もともと外にあったものをくっつけようよよということなのかよよという見方があるとすれば、それはどういうふうにお答えになりますか。

○国土交通省 実際にこの事業をやるよよにつきましては、海外の事務所、現場において具体的な事業をしっかりとやっていかなければいけないと思っております。観光庁は本庁だけの組織でございますので、JNTOの海外事務所を使った事業をより機動的、迅速に行えるよよにしたいよよという趣旨でございます。

○委員 今の点で関連して、そもそも独法の仕事の割り振り、本省のほうで企画立案をされて、その事業をどどここの独法に委ねて効率的に執行させるよよというのが典型的よよという考え方だと思っておりますが、その考え方でいくよよ今回この改善をしたいよよということでおっしゃっていらっしゃるのに鑑みると、では、この形で仮に機構のほうに移管されたよよとすると、本省のお仕事、観光庁さんのお仕事はどの程度残るよよのですか。

○国土交通省 観光庁の仕事は今おっしゃったよよに企画業務よよということですから、訪日

プロモーション事業について言いますと、基本的な方針の策定ということになると思います。例えばどういう国に重点的にプロモーションをかけていくかとか、あるいは関係府省が絡みますけれども、クールジャパンとか食といったものの他省庁との関連をどうするかという議論が中心になると思います。それ以外にもビザ発給要件の緩和ですとか、今、外国人旅行者向け消費税免税の拡大をやっていますが、そういう制度論、あるいは多言語表示をしていくことについては他府省との連携や関係機関との連携が要ります。そういったようなもの。さらには旅行業とか宿泊業のような利用者保護のようなもの、そういったことを観光庁はやる場合がございますので、ここは適切な業務分担をして、より2,000万人に向けた的確な体制を築いていきたいと考えております。

○委員 もう一度7ページなのですけれども、今の委員の質問に続けてということですが、もう一つ、改善後の体制と記されている図の中のポイントは、海外での直接契約というものが今まではなかったけれども、これを入りたいということもこの中のキーポイントとして入ってくると思うのですが、この部分は確かにこれまでの独法改革で調達にかかわる適正化をいろいろな形でやって、随契はできるだけなくせというような話だったりとか、そういうようなものも含めて改革が取り組まれてきているところですが、そういうようなものに矛盾しないような何かきちんとした規律を今の段階でお考えなのでしょうか。

○国土交通省 海外事務所での契約形態については、政府全体の方針に従って動いていくということだと思っております。何か突出して特別のことをやらせていただくとは一切考えてございません。

○座長 ただ、これで気になりますのは、私は別のところでやっていて気になっていたのは、これをやるには海外事務所に職員をシフトしなければいけないのです。これはまだ確かそんなに進んでいなかったような気がするのです。だからこれは確かに直接海外でプロモーション事業をされるというのはいいことだと思うのですが、それなりの体制もお作りになって、全体で職員の肥大化にならない範囲でシフトしていく。あるいは要員を育成していくことが同時に必要だと思うのです。そこら辺については対応できているのですか。

○国土交通省 実は御指摘いただいた本部と海外事務所の人員の配置バランスについては、1対1を最終的には目指してやるようにという御指示をいただいておりますので、これは計画的に1対1が実現できる取組を進めております。退職者に伴って新規採用を入れたり、出向という形で海外の人員を増やしたりというようなことで、この29年度が現在の中期目標期間末ですけれども、期間内には1対1が実現できるような計画で今、計画に取り組んでおります。

○座長 そういうふうには整合性があるようにやっていただかないとうまくいかないだろうと思っております。

あとは最初の判断ではあるのですが、必要性というのはあれば赤字にならないのではないかと、そこら辺は余りこれ以上しませんから、そこら辺は本当に必

要性は私も分かるのですけれども、どうやって改善していかれるのかということの具体的なスケジュール等をまた後でお知らせいただければと思います。これ以上議論はしません。

○委員 それと1つ要望なのですけれども、それを座長のお話にお答えいただくのに加えて同じような意味なのですが、法人シートの様式3、3枚目ですけれども、ここに今の職員数、海外事務所の配置があるわけですから、1人というところもあって、1人で海外での直接契約をやりながら、ほかの従来の業務もやるということが、御提案のような改善を行った後に本当にできるのかということは能力の問題としてある。そうすると焼け太りではありませんとおっしゃるのだけれども、マンパワーを増やさなければできないということをあえてここで独法改革で是認し、それをスタートさせた途端に、逆に言えば今まではだんまりを決め込んでいたけれども、これを実施するためにはよきによきと定員増だ職員を増員しなければいけないという話で、今までよりも運営費交付金が増えるというようなことにならないようにできるのかどうなのかという見通しです。抽象的にお答えがあると思うので、より具体的に、この職員数の配置でこういう形で営めれば海外での直接契約や改善後の体制と言っている執行体制で実現できるという、そういうより定量的な見通しを資料としてあわせてお出しいただきたいと思います。

○座長 現地雇用の職員のこともあるかと思いますが、そこら辺も含めて。

○委員 今の延長になるのですけれども、5ページの御説明のときに諸外国のJNTOと競争にならないということをおっしゃっていて、言葉尻をとらえるようですが、私は海外の観光局のプロモーション事業のおかげで海外旅行をしている日本人に会ったことがないので、学生は勝手に行きたいところに行くのであって、たまたま観光局が東京にあっているパンフレットとかもらえると便利なので行くこともありますけれども、そのプロモーションで行った人はいないのです。何か海外の観光局と競争しているという認識自体が言葉尻をとらえるようですけれども、おかしいのではないかという気がして、大きな改善をしたいということであれば、今までのJNTOのこういうプロモーション事業で例えば台湾から全然来なかったお客さんが北海道に雪を見にいっぱい来るようになったとか、あるいは九州の何々温泉にどこどこからいっぱい来るようになったとか、その因果関係をはっきりさせた定量的なデータがないと、これは何か観光客を増やさなければいけないから、そのためにお金を入れるけれども、ぬかみそに釘を突っ込むようなことになるのではないか。そういう危惧をどうしても持ってしまうので、ぜひよろしく願いいたします。

○座長 それは別のところでも議論になっていると思いますので、含めて御説明を後でお願いしたいと思いますが、事務局から。

○事務局 3点お尋ねいたします。第1点は法人の例の事務所の統合なのですが、従前は、将来の法人同士の統合も視野にとされておりまして。それを今回、年末には閣議決定をもう一回作ることになると思うのです。そこで、この文言を入れることについての御見解を伺いたい。

第2点は、観光庁から人員を移行させると言っておりますが、観光庁の定員削減は何人

ぐらいをお考えになっているのかというのが第2点。

第3点は、先ほどから話題の海外での直接契約で、委員の質問に対して突出することはないと言っておりましたが、この海外での直接契約というのは観光庁による積極的な調達という面があるのでしょうか。それとも向こうから申し込みがあって、それを受動的に应ずるという面があるのでしょうか。

積極的な調達だとすると、政府全体から突出しないと言うと、最低でも企画競争は入れてもらわなければいけない話で、一般競争入札が原則になってしまいますので、それを海外で1人のオフィスなんかでできるのかなというのは非常に疑問なのですが、こういうものは本当は海外事務所では媒介であって、日本事務所で本部のリスク管理とかもできるところが日本法に基づいて契約するのが一番効率的なのではないかと思うのです。その辺のところはどういうふうにお考えになっているのか。3点です。

○国土交通省 短くお答えします。

まず1点目のこれまでの閣議決定については、それを踏まえて私どもは対応してまいりつもりですので、同じ閣議決定をされましても、そのとおりに対応してまいります。

2点目、どのぐらいの削減なり移転になるのか。これは先ほど2名の委員から御指摘のあった、具体的な、どのぐらいの体制が必要かということをしかりと検証しながら、具体的な体制をお示ししていきたいと思えます。

最後の直接の海外の契約ですけれども、これは私ども全く政府の方針のとおりやろうと思っておりますので、例えばJETRO海外事務所はどういうことをやっているかということとか、そういうことを踏まえて同じようにやらせていただく。そういうことが突出しないと申し上げたということで、新しいことをやるつもりは全くございません。政府方針どおりでございます。

○座長 それはいずれにしても、確認上、非常に重要なことですので、制度設計に当たってはそのようにお願いしたいと思います。

いずれにいたしましても、今日は時間の関係上いろいろ追加的に確認すべきことが足りませんものですから、場合によっては追加的なヒアリングでありますとか、資料要求等をさせていただきますので、またよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

(国際観光振興機構関係者退室)

○座長 それでは、ただいまから国交省の航空大学校からヒアリングを行いたいと思えますので、少しお待ちください。

(航空大学校関係者入室)

○座長 それでは、お待たせいたしました。ただいまから航空大学校のヒアリングを行いたいと思えますが、本日は御多用中のところ、国土交通省、航空大学校の皆様においでいただきまして、まことにありがとうございます。

ヒアリングでございますが、冒頭、国交省から個別法人の組織のあり方の内容を簡潔に

5分以内ということで説明をお願いして、その後、質疑応答に入らせていただきたいと思いますので、時間厳守をお願いしたいと思います。

それでは、最初に国土交通省から説明をお願いしたいと思います。

○国土交通省 よろしくお願ひいたします。

お手元の資料の横長の補足説明資料と書いてあるもので御説明をさせていただきたいと思ひます。

まず1枚めくっていただきまして1ページでございますけれども、現状から御説明いたします。下のほうの欄の横の棒グラフがございますが、これがパイロットの出身別の構成の現状でございます。航空大学校が大体40%ぐらい、自社養成と呼ばれるエアラインが自ら養成をしている部分が34%ぐらい、その他というふうになっております。

航空大学校の成果というか特徴としては、安定的に良質なパイロットを供給しているということと、もう一つは指導的な立場にあるパイロットを養成しております。特にパイロットの場合には安全に直結しておりますので、さまざまな規制といいますか基準をクリアしていく必要があつて、そのために指導的なパイロットが必要とされております。

一方、その他の供給機関の課題を右に書いてございます。まずは自社養成でございますけれども、自社養成については過去、実際にそうでしたが、いろいろリスクが多くて変動しているというのが事実でございます。安定的に供給したことは過去に例がございません。ちなみに日本航空は破綻のちょっと前ぐらいから自社養成をやめておりますし、自社養成の施設そのものも現在では保有をしておりません。一方、全日空もそろそろやめたいという計画を出している状況でございます。

外国人につきましては、後ほど御説明しますが、流動的であると同時に非常に足りなくなっているという現状がございます。さらに防衛省ですが、防衛省はなかなか私どもとしては軍人さんでリタイアされた方が欲しいというのが実情なのですけれども、なかなかいただけていない現状でございます。私立大学は私どもも大いに期待している部分ですが、何せ緒に就いたばかりということで、まだまだ将来が見通せていない状況でございます。

そのような中で一番上に戻っていただきますけれども、私どもが考えております航空大学校の役割というのは、日本再興戦略の中でいろいろ言われておりますオープンスカイの推進だとかLCCの参入促進だとか、そういうことが言われているわけですが、そのための基盤となるような、変な言い方ですけども、生産財のようなパイロットを供給していく。安定的に供給していくという役割があるだろうと考えております。それは世界的には航空需要の増大にも応えていくものだとして理解しております。

その上でパイロット養成の現状と課題でございますが、まず航空大学校における教育訓練というのと、エアラインによる教育訓練を分けて考える必要があるだろうと思っております。エアラインの中では当然、実用機というかジェット機の空港というのはエアラインが自ら100%自分のコストでやっているわけですが、そうではない基礎的な教育部

分。例えば普通の企業の技術者を想定していただくと、いわゆる大学教育みたいなものについて航空大学校が担っていて、企業に入った後、例えば NEC みたいな会社に入れば会社の中でいろんな教育を受けて、それでようやくコンピュータを開発できるような人材に育つのだらうと思うのですが、その部分についてはエアラインの場合も自分がやっている状況でございます。

さらに3番目の○のところですが、先ほども少し申し上げましたが、イベントリスクが非常に大きい産業でございましたので、短期的な事業計画への対応ということで手いっぱいということでございます。それを念頭に置いていただいた上で2ページ目でございます。2ページ目は ICAO が行いました需要の予測でございますけれども、2030 年を予測しておりますが、大体2倍以上になるだろうと言われておりまして、アジア太平洋地域で言いますと右の表でございますけれども、パイロットの年間の必要養成数が1万4,000人であるのに対して、供給可能数が約5,000人ということで、毎年9,000人ぐらいが足りなくなる予測になっております。

3ページは人材の供給源でございます。一番下が我が国でございますが、外国他社については軍だとか国立養成機関が多くを占めている実情でございます。

4ページはパイロット構成と採用実績でございますけれども、何点か申し上げたいと思うのですが、下の真ん中、防衛省のところでございますけれども、本当になかなか10名程度しかいただけていないというのが実情でございます。先ほどのページで約半分が軍の出身の国に比べると非常に少数であるということでございます。

5ページ、エアラインパイロットの一生ということで整理をしてみました。先ほど御説明しましたように、ジェット機の訓練はエアラインの中で行っております。それを私どもは実務的訓練というふうに名前をつけてみました。それに対して基礎的な訓練、いわゆる大学教育に相当するような基礎的な訓練というものがあるわけでございます。これが大体2年ぐらいです。大体1年半ぐらいエアラインの中で教育訓練をやって、それで初めて副操縦士になります。副操縦士になるのですけれども、彼らは1人で操縦ができるかという、そんなことはなくて、実は機長になるまでは言ってみればOJTみたいな形で操縦桿を1人で握ることはできません。必ずキャプテンの監視のもとに操縦をするということでございます。

6ページは先ほど申し上げました指導層の出身比率でございます。指導層と呼ばれる者は査察操縦士とか技能審査員と呼ばれる人達なのですが、大体航大卒業生が70%ぐらいを占めているのが実情でございます。

7ページは、私どもが現在進めている受益者負担の拡大のスキームでございます。

大体以上でございます。

○座長 ありがとうございます。

要するに航空大学校がこれに対して支える必要性があるということが非常に強調された御説明であったと私は理解しておりますが、少し気になった点から申し上げますと、まず

基礎的な訓練をする必要があるということを強調されたという点と、同時に指導的なパイロットを養成するんだということをおっしゃったと思うのですが、その2つを同時に満たすためには、ものすごく例えば需要もあるということと、あるいは航空大学校的な訓練養成機関をもっと拡大しなければいけないということになりますね。そうすると独法のこの制度の枠組みではできないということになるし、あるいは指導的パイロットということであれば、どれぐらいの人数がまず必要であるかということとの絡みでいかないと議論できないと思うのです。したがって、現在1ページ目でお書きになったようにいろいろなタイプの養成方式があるということですので、航空大学校として、あるいは国として、こういうパイロットの養成がある、しかもこれが適正であると言うためには必要性だけではなくて人数面、訓練の供給といいますか、そういうことについてもう少し定量的なデータが必要だと思いますし、あるいは私立大学等でも出てきているわけですから、すぐにはできないかもしれませんが、何故、国でこれぐらいの規模で維持することが望ましいのかということについての御説明はなかったような気がするのです。

何となくその説明としては意図されたところは伝わってきているのですが、例えば航空大学校の業務を将来的のかもしれませんが、本当に民間委託とかできないのかどうか、そういう議論もあり得ると思いますので、まず最初に私がよく理解できなかった基礎的な訓練ということであれば、もっと数を増やして日本のパイロットになる人については全てあまねくやらなければいけない。そうすると今までの御説明と矛盾するかもしれないし、指導的なパイロット養成であれば何人ぐらいが毎年指導的なパイロットとして必要になるかという航空政策との絡みも出てまいりますね。それと、本当に日本人でなければいけないのかという問題もあると思うのです。航空会社が外国からパイロットを採用することが非常に需要と供給の関係で難しいのかもしれませんが、そういうこととの絡みでどういうお考えなのでしょう。

○国土交通省 まず基礎的な教育と指導層との関係でございますけれども、私どもが考えておりますのは基礎的な教育をやる段階で、一定のライセンスを小型機というかレジャー用に使えるような、レジャー用程度の4～5人しか乗れないような飛行機を操縦するライセンスは航空大学校を出た段階で与えられます。そうなのでございますけれども、したがってそういうライセンスをとらせることだけを考えれば、基礎的な教育の中でもかなり簡素な教育というのはできます。現に一部やっております。ただ、航空大学校が目的としておりますのは、やはり将来エアラインの中で指導的な立場に立つ人材を育成していきたいということですので、かなり手厚いことをやっている。そういう違いがあることを御理解いただければと思っております。

さらに、数的なものでございますけれども、どのぐらいの人数が必要なのかということについては6ページを見ていただければと思っております。私どもがイメージをしている指導的な立場というのは、技術的な観点からの指導的な立場という意味でございます。したがってパイロットとして技量を磨くとか、さらにパイロットとしての技能を審査する意

味で、技能審査と査察操縦士の数を足したものをここには掲げております。ただ、それ以外にも実は先生、教官そのもの、先ほど大型のジェット機なんかについてはエアラインに入ってからエアラインが自前で教育訓練するんだと申し上げましたけれども、そのためには教官が必要でございます。これもここには掲載はしておりませんが、私どもでは指導的な要員の1つであろうと思っておりますし、さらにエアラインの中でパイロットのグループが運航本部という本部を大抵の場合形成しますけれども、その幹部というのも指導的な立場と理解しております。

○座長 ただ、今の御説明は必ずしも航空大学校の現行の要員がそれにマッチしているということにはならないですね。それと、航空大学校として将来的に国が一定の人数を養成していくこととの関連性なのですか。

○国土交通省 私どもでは全ての指導層が航空大学校卒でなければならないと言うつもりはありません。先ほど将来的にどうなんだというお話がありましたけれども、将来的に私立大学を出た方だとか、例えば自社養成の方だとか、そういう方で指導層に就いていかれる方もいらっしゃる。自社養成の場合にはそういう方も現にいらっしゃいますし、将来的には私立大学の中でも優秀な方がそういう地位に上っていかれることはあり得るだろうと思っております。ただ、外国人についてだけを申し上げますと、なかなかこの方々は定着をいたしませんので、この方々が指導層になるというのは難しいだろうと思っております。

○座長 説明で意図するところは分かるのですが、そうすると指導層は全部養成するわけではない。要するに非常に限られたその中の何割かの人を要するに国としては責任を持って供給する責任が今のところあるというお考えであれば、その目標というのはまだ少なくとも私は聞いていないのです。今まで説明として、それがどうしても不可欠で、航空政策上、やはり国として責任を持って供給する指導者層として、これだけが必要であるという説明を具体的にしていきたいと思うのですが、後ほどで結構です。

○委員 途中で退席することになるかもしれませんが、今の座長の問題意識は非常に重要で、我々がこれから議論する上でも少し御担当部局としての御見解を伺いたいのですけれども、結局、航空大学校は、もしお金があるならば、ほとんどのパイロットは自分達で養成したいと本当は思っているのか、それとも自社養成するエアラインもなかなか安定的に自社養成しないということなので、やむにやまれずというか、そうは言ってもパイロットが供給できないと大変なので、間を埋めるような役割として航空大学校を考えておられるのか、どういうことを最終的に航空大学校が政府として果たすべきだと御認識されているかお伺いしたいと思います。

○国土交通省 国が国際化をした初期の段階では、航空大学校で全てを供給していくという考え方が多分あったのだろうと思っております。そこは勉強したことがございませんけれども、数から言っても多分そうだったのだろうと思っております。ただ、現状を見るとそれははっきり申し上げて不可能だと思っております。特に日本再興戦略の中でも書かれておりますが、今は訪日外国人が1,000万人ということですが、2030年にはそれを3,000万

人にしたいという目標を掲げて政府全体が動いているときに、航空大学校をそれに見合うように規模の拡大をしていくというのは、多分もう不可能に違いないと私どもは思っておりまして、そういう意味で私どもがこれから国の教育機関として頑張っていかなければいけないのは、私立大学をどうやって育てていくのか、どうやって彼らのポテンシャルを上げていくのか、ここなのだろうと思っております。

○座長 そうすると、徐々に定員を減らしていかれるというお考えですか。

○国土交通省 現状で私立大学が質的、量的にどういうふう成長していくのかというのは見通しは立っておりませんが、仮定の話ですが、質的にも量的にも充足する時代が来たら、航空大学校はそのときには自然に役割を終えていくということなのだろうと思います。

○委員 質問させていただきたいのは、そうすると今の方向性に沿うような形でということであれば、運営費交付金を出して授業料は余りとらないという方法ではなくて、だんだん私立大学と同じような程度に授業料はとるけれども、もし私立大学がパイロット養成できるような供給体制になったとしても、御家庭の事情で十分な授業料を払える経済力がなとか、そういうような方々に対しての奨学金を提供するとか、そういうような方向で、つまり何が言いたいかということ、授業料を上げつつ奨学金を出すという可能性というのは御検討されたりなさるのでしょうか。

○国土交通省 現状では検討はしておりません。といいますのも、先ほど申し上げましたけれども、良質なパイロットを育てるときに手厚い教育訓練をする必要があつて、現在の私立大学ではそういう教育がなされているわけでは実はないのです。特に大半の者が米国とか外国で教育訓練をしておりますけれども、外国の場合には例えば教官と呼ばれる人達は大抵ライセンスをとった直後の人が教官をしているのが実情です。したがって、現状で私立大学が航空大学校に代わる存在になるというふうには思えないわけでごさいます。補助金とか奨学金を出したとしても、そこが代わっていかない。質的なものが変わっていかないと、なかなか補助金を出すという行政の効果が出てこないと私は思っております。

○座長 それは別の議論もあるかと思いますが、ほかの方。

○委員 今の続きみたいな質問ですけれども、今、委員がおっしゃったのは、いきなり民間、私立大学に全部転換しろという話ではなくて、例えば航空大学校の学費を民間並みの2,000万円ぐらいに上げる。そのかわり、もちろん払えないという人が出てくるでしょうから、そのときはその学生さんに奨学金何なりを貸与するというで足りるのではないか。イコールフットィングだということであれば私立大学にも同じ条件で学生に貸与をするということでもいいのではないか。その中で例えば将来、指導的な立場になって教官になりました。指導的な立場の170人が入りましてというときには、例えば奨学金の返還を免除するとか、やりようは幾らでもあるのであつて、今の直営で著しく学費が安いような経営形態を維持する必要はないのではないか。そういう質問だと思うのですが、いかがですか。

○国土交通省 現状においては先ほども繰り返し申し上げた話で、繰り返しで恐縮なのですが、現状においては私立大学側の受け皿がまだでき上がっていないという状況ですので、現状でそういう施策をとったとしても余り効果がないと思っております。

○座長 それは今の所管課の説明としてはいいと思いますが、政府全体の政策的にはいろいろほかの余地もありますので、御説明としては承っております。

○委員 私からは受益者負担のもう一つの側面のエアライン側の負担のことをお尋ねしたいと思います。御省でもいろいろな教育訓練機関をお持ちの中で、この業界というのはやはり前々から卒業生を受け入れていく受益者側へのメリットも大きいだろうということで、いろんな形で負担をされてきたということは承知しているのですが、2つ多分恐らく側面があって、企業にどういう負担をしてもらうかという、航大の経費、7ページで御説明いただいたものをどれだけ負担してもらうかということと、どれだけ自社養成してもらうかということもあろうかと思うのです。

2つ質問がございまして、1つ目は最近の自社養成の人数の推移というのを拝見していただきますけれども、やはり航空業界の体制が大手の2社の体制から JAL がああいうふうにいるところあって、新規参入があって、料金体系も全然変わって、最近では LCC も入ってきてというふうにならなくなって、JAL はああいうことになってずっとゼロである。あと、ANA の動向が大きいと思うのですが、拝見しているとすごく減っていますね。御説明では民間のエアラインは景気動向の影響、短期的な影響を受けやすいというお話だったので、本当にそうなのですか。私も前に別の機関でこの見直しにかかわったことがあって、ANA はたしか東海大学さんとタイアップしてということもやっていたと思うのですが、そちらの見込みが立っているから自社養成をお減らしになっているのか、それとも大手さんのもう一社の JAL さんがこうやってやらなくなった以上は、ちょっと自分たちもやるのはというような言いにくい話ですが、そういう状況になってしまっているのか。何でこんなに自社養成が減っているのかということをお尋ねしたいのが1点目。

もう一点目は、これだけ減っているのであれば、もう少し本体、航大さん自身の経費の御負担を徐々に上げていかれるという御説明ですが、2割とか3割とかではなくて、もう少し上げる方向で御検討いただけないかということについて、2点目の御質問でございます。

○国土交通省 まず最初の全日空が何で減らしてきているのかということについては、若干私の想像が入りますけれども、確かに短期的には実は全日空もそれなりの利益を上げております。上げているのですが、なかなか国際競争みたいなものを考えると限界に近いと判断しておられるのだろうと考えております。

先ほども御説明いたしましたけれども、諸外国では軍人さんとかフランスなんかは国の教育機関でやっておりますが、そういうところを出た人を雇っているのに対して、この国で自分でコストを払ってというか、先ほど申し上げましたように基礎的な部分について

まで自ら負担をしてということになかなか将来展望が開けないとお考えなのではないかと思っております。それが1点です。

2点目につきましては、そもそも自社養成について先ほど先生、日本航空と全日空がやっているとおっしゃいましたが、そのとおりでして、それ以外の会社というのは財務的にも実は技術的にもできない。これが現状でございます。

その中で私どもではこれから、これも日本再興戦略の中に書かれているのですけれども、LCCなんかをどんどん参入の促進みたいなことをしていかなければいけないという状況でございます。現在3社ございますけれども、4社目がそろそろ参入をしたいという話も出てきておりますし、LCCとは呼んでおりませんが、九州のほうで新しい航空会社を立ち上げるという話も出てきております。こういうものを支えていくためには、なかなかこれ以上の負担を求めていくというのは、エアラインサイドとしても対応し切れない状況になっていくのではないかと思っております。

○委員 今、御説明を伺っていると、将来、パイロットの需要がものすごく伸びる、人手不足になるということは、職業選択の自由がある以上、パイロットに払う年俸というのは著しく高くなるわけであって、パイロットになる人というのはこれから金持ちになる人です。その人たちを養成するのに実費を全く償わないようなものすごく安い学費で人を養成するというのは、まず全く納得感がないです。将来の金持ちになる人に何で我々は税金をつぎ込まなければいけないのかということです。

それで、先ほど委員がおっしゃった、だから学費を2,000万円ぐらいに上げて奨学金でいいのではないかというのは最低限の改革だと思います。

それから、エアラインの側から見れば自社養成が追いつかないとか言って、どんな民間企業でも将来確実に予測されることについて、必要な設備とか人員の手当をするというのは経営の基本中の基本であって、それを民間会社がやらないから国が補うなんていうことをやっていたら共産主義国家になってしまいます。そんなことはあり得ない。むしろ普通に考えれば、こういう著しく安い値段で人を養成しているから航空会社がやらないのだろう。そういう意味で民業を圧迫しているのだろう。私立大学が頼りにならないというのはこういうものがあって、全くイコールフットィングでないから競争ができない。自社で滑走路を持っているとかそういう私立大学はないはずなので、それはだから民業圧迫をしているから現状は変わらないのだということだとしますと、やはり最低限、同じ国土交通省の中に航海訓練所というものがあって、滑走路みたいなそういう設備をいろんなところにイコールフットィングで貸し出すというようなことをやるとか、もう少し抜本的なことをお考えいただかないと全然納得感がないですよ。正直言わせて。

○座長 今のお考えはそのとおりのところがありまして、やはりイコールフットィングというのは確かに重要なことなので、現在の航空大学校の本来的政策目的を達成するためには、現方式でやらなければいけないということとはまた別の議論ですから、現在意図されている航空需要に対応させるためには、どのようなパイロット養成があるべきかと

いう議論ですね。ですからそれはもう少しフレキシブルに私も考えるべきだと思いますし、時間軸をどれぐらいで考えるか。これは認識はかなりされているようではございますけれども、政府全体とか政策全体的に考えていけば、民間といたしましては、そちらがもっと追いついてくるように政府としてはサポートしなければいけないということと同時に、もし需要があるのであれば、それはマーケット的にむしろ解決すべきではないかというのも当然、正論としてあり得るわけなので、そこら辺は冒頭申し上げましたが、私の問題意識からすると指導的なパイロット養成というのが、日本の航空行政なり国家戦略としてぜひとも必要であるんだということの明確な理由と、どうしてもそれが必要である、国で絶対しなければいけないということが、もしそれで説明できるとすれば、ではどれぐらいの人数を国として責任を持ってやっていく必要があるのか。あるいは長期的に航空大学校がなくなることが目標だとおっしゃるのであれば、そのロードワークはどういうふうにお考えかという3点を、明確にデータ的にお示しいただきたいと思います。

○委員 先ほどの私の質問にお答えくださった点について、確かに新規参入を緩和して、それは本当に国民のほうに大きなメリットがあると思います。それが大事なのは分かるのですが、やはりエアライン側からも平等な受益者負担をぜひお願いしたいのです。新規参入会社にとって負担だから、そこには負担させないでというのでは以前からの JAL と ANA の時代体制のときに結構不透明な方式でいろいろ負担金を求めていらしたと思いますけれども、そのときと変わらないわけで、やはり今の時代に即した形で自社養成などしないのであれば、やはりエアライン側にも相応の負担をしてもらうということで、きちんと受益者負担をしていただければと思います。

○座長 事務局から補足はございますか。

○事務局 また後ほど。

○座長 では、今日は時間が押しておりますので、説明のほうからもまだもう少し説明したいという点もあったかと思いますが、我々としてはもう少し確認しておきたい点もございますものですから、今後、場合によっては追加のヒアリングもあるかもしれませんし、資料等につきましても事務局を通じて確認をさせていただきたいと思っております。

本日は御多用中のところおいでいただきまして、ありがとうございました。お疲れ様でした。

(航空大学校関係者退室)

○座長 司会の進行上、若干おくれておまして申しわけございません。最後になります。ただいまから国交省所管の鉄道建設・運輸施設整備支援機構からヒアリングを行いますので、今しばらくお待ちいただきたいと思います。

(鉄道建設・運輸施設整備支援機構関係者入室)

○座長 若干時間がおそくなりまして申しわけございません。

本日は御多用中のところ、国土交通省、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の皆様においでいただきまして。ありがとうございました。

ヒアリングの進め方でございますが、法人シートの様式6-2の個別法人の組織のあり方について、この記載内容を中心に5分以内ということで主務省から御説明をお願いして、その後、質疑応答に移らせていただきたいと思いますので、時間厳守でお願いしたいと思っております。

それでは、国交省から御説明をお願いしたいと思います。

○国土交通省 それでは、早速説明させていただきます。

お手元にA4横紙で鉄道運輸機構の概要のペーパーがございますので、こちらで簡単に御説明させていただきます。

2ページ、鉄道建設・運輸機構につきましては過去に国鉄に由来する組織、船舶関係の船舶整備公団、造船業基盤整備事業協会、これらが合わさりまして、最終的には平成15年に現在の組織となっております。

平成19年に独立行政法人の組織の見直しに関する閣議決定が行われましたけれども、その場では法人の統廃合など、抜本的に組織を見直すというような指摘は受けておりませんが、これまでもこの経緯に分かりますように、各事業の必要性の検証や実施体制の効率化に取り組んできておりまして、必要に応じて今後も引き続き見直しを行っていく考えでございます。

これから鉄道、船舶に分けて御説明させていただきます。

まずは鉄道関係につきましては、機構の業務の大きなウェートを占める整備新幹線の建設・保有業務の概要です。4ページ、整備新幹線の建設・保有に係る機構の役割についてであります。左の図にありますとおり、機構は国土交通大臣の指示を受け、整備新幹線の建設を行うとともに、完成後は施設を保有し、営業主体のJRに貸し付けております。

右上ですけれども、整備新幹線の建設はJRから徴収する貸付料のほか、国と自治体がそれぞれ2対1の割合で負担するという大部分が公のお金が入った公共性の高い事業でございます。また、貸付料収入は整備新幹線を運行するJRの受益の範囲に限られており、その中から租税、管理費の支払いや債務償還等に充てて、残りを新たな整備新幹線の整備の財源に充てているということでございます。機構が利益を得られるというスキームではなく、収益性のない事業を行っております。このように機構におきましては国鉄に由来する高い技術力も活用しながら、整備新幹線を初め、民間事業者のみでは困難な社会的必要性の高い鉄道ネットワークの整備を推進しているところでございます。

鉄道関係については以上でございます。

○国土交通省 続きまして5ページでございますけれども、船舶関係業務の概要について御説明させていただきます。

3つの箱の一番左、共有建造制度でございますけれども、これは中小企業者を中心とします内航海運事業者の担保力を補うということで、機構と内航海運事業者が費用を分担して船舶を共有建造する仕組みでございます。

6ページ、この共有建造制度でございますけれども、平成9年度以降、景気の長期低迷

による荷動きの減少ということで、未収金が急増し、債務超過に陥ってございます。特に15年10月に前の特殊法人から独立行政法人になったときに、民間企業の会計を導入いたしましたので、一気に財務状況の問題が顕在化したところでございます。このため平成16年12月に内航海運効率化のための勘定見直し方針というものを策定し、平成17～21年度の集中改革期間に未収金の発生防止や債権管理の強化を実施してございます。

1の箱、未収金の削減でございますけれども、未収金の削減については着実に減少してきております。それと同時に右の箱、3でございますが、債務超過額の縮減ということで、最初は実績で申しますと458億円といったものの債務超過でございましたが、その後、青の見直し方針を上回るスピードで、関係方面からの御協力をいただきながら債務超過額を減少させてきているわけでございます。このような取組でございますけれども、このような未収金の発生防止、具体的に申し上げますと、機構の建造契約の段階でしっかりと審査を行うといったこと、そして債権管理及び回収の強化ということで民間金融機関とも協調しながらしっかりと債権回収を図っていくという取組を行って、財務内容の一層の改善を進めることとしてございます。

1枚戻っていただきまして5ページでございます。今、申しあげました共有建造制度のほかに、船舶関係では高度船舶技術実用化支援、内航海運活性化融資ということでございますけれども、内航海運活性化融資につきましては真ん中の○でございますが、そもそもこの対象となっております暫定措置事業といったものは平成36年度終了ということでございますので、その期間に合わせましてしっかりとリスク管理をし、財務状況を点検してまいるといことで適正な執行に当たる予定でございます。

以上でございます。

○座長 ありがとうございます。

それでは、最初に私から質問をさせていただきたいと思います。

先日、公正取引委員会からの調査があり、談合の疑いがあるという報道がありましたが、こういうことを伺いますと継続したコンプライアンスの確保に対する体制整備ということで、その他のところにもお書きになっておられますが、もう少し具体的に言えば、例えば現在この法人シートでいきますと、理事長のほかに副理事長、理事長代理、そのほか理事も7人もおられるわけですから、例えばこういう副理事長も含めた9人が理事長以外におられるわけですから、こういう方の中で担当の理事を置かれるとか、あるいは内部監査室をもっと強化するであるとか、どこに原因があったかということを究明していただく必要があると思うのです。そういう場合にはほかの国交省の中でも、具体的な名前は申し上げないほうがいいと思うのですが、ほかの独法でもかなり職員研修等を頑張っておられる法人も不祥事等に関連してありましたものですから、そういうことも御参考にされる必要があるかと思いますが、いかがでございましょうか。

○鉄道建設・運輸施設整備支援機構 機構のほうからお答え申し上げます。

ただいま座長御指摘のように、コンプライアンス体制の強化というのは非常に重要な課

題だと思っています。ただ、まだ公取の調査が終了していない、結果が明らかでないという事で、まだ内部的な委員会を設けて検討しているという段階でございますけれども、先生から具体的に御指摘のあったコンプライアンス担当の役員の設置と監査室の強化、これは監査室に配置されている職員の資格の話とか、そういった質の面の強化も含めて考えたいと思っておりますし、また、研修の強化についてもまだ事件になるかどうか分かりませんが、何らかの研修の強化というのは必要だと思っております。

いずれにしましても先生御指摘のように、他の法人がどうやっているか、あるいは過去のそういう談合事件でどういう対策をとったか等々を踏まえながら前向きに検討してまいりたいと思っております。

○座長 相当な危機感を持ってやっていただきたいと思います。

委員、どうぞ。

○委員 関連してなのですが、今のコンプライアンスのところでは既に入札監視委員会というのと契約監視委員会というものがあると仄聞しておりますが、そこで例えば見張っているというときに、この不祥事にあつたような、こういうことというのはなかなかやりにくいというふうにするのが重要なのではないかという気がするわけですが、現状で減多なことがない限り入札監視委員会の監視対象にならないということだと、そこは機能的に弱いということになりますから、そこは何かこういう悪事を働く人というのは一生に1回だけであつて、あとは一切ありませんということは余りなくて、何回かやっていると必ずその監視の網に引っかかって、必ず摘発されるということであれば、これはやめたほうがいいかなということになりますから、そういう方向に改善していただくとか、契約監視委員会についても体制を整備するとか、やり方を変えるとか、そういったことは具体的に考えておられますでしょうか。

○鉄道建設・運輸施設整備支援機構 ただいま御指摘のありました入札監視委員会は、東西の各ブロックに1つずつ作っております、年にそれぞれ2回ずつやっております。ただいま御指摘のように件数が少ないというお話がございましたけれども、大体1回当たり4～5件を抽出して議論をしているということでございますが、まさにこれは無作為の抽出でございます、委員御指摘のような監視機能を持たせるためには、例えば落札率が95%以上というような談合が懸念されるといいますか、そういったものは原則として対象とする等々、件数、そういう審議対象の増加といったものも検討していきたいと思っております。

また、その契約監視委員会でございますけれども、こちらは基本的には随意契約の監視、随意契約でしかも一者応札、1社しか応札してこないというようなものの監視を政府全体で閣議決定で決まって設置しておるものでございますが、こちらでも例えば入札監視委員会と合同でやるとか、いろんな形の強化を考えてまいりたいと思っております。

いずれにしましても、こういった外部の先生も入れた監視のための委員会の強化というのは必須の条件だと思っております。

○委員 私からは船舶のほうでお尋ねできればと思います。

今、御説明いただいた共有建造のところなのですが、いろいろ御努力されてというのはよく分かるのですが、他方まだ相当な額の繰越欠損金が残っていらっしゃるのではないのでしょうか。そこについてどうお考えかお尋ねできればと思います。

○国土交通省 繰越欠損金でございますけれども、まだ500億を超える繰越欠損金があるわけですが、これにつきましては今、申しあげました未収金の防止、債権管理を徹底するというところで縮減に努めたいと思っておりますけれども、今、機構それぞれ中期目標といったものを定めておりますが、中期目標の中で今、申しあげました繰越欠損金といったものを計画的な縮減のための独自の一本柱立てた計画を中期目標の中で作って、しっかりと実行してまいりたいと思っております。

さらにそのような方針だけではなく、実際の作業といたしまして、例えば先ほど申しあげました建造決定審査時のときには民間のノウハウを活用するというところで、共有建造事業者の信用リスク調査を民間事業者に委託するとか、機構に民間の方からの出向者を受け入れて審査能力を向上するとか、あるいは既にお金を貸し付けております事業者に対しても民間金融機関と連携して経営状態のモニタリングを行うといった形を、具体的なアクションをとりながら計画的な縮減に努めてまいりたいと思っております。

○委員 繰越欠損金についても、大体いつぐらいまでに、どれぐらいずつ削減していくという計画をきちんとお作りになるという理解でよろしいですか。

○国土交通省 そうでございます。

○座長 これは説明の資料にもかなり減っているということは分かるのですが、それは計画的にやっていただくと同時に、1点だけ私から気になっております点は、ラスパイレスが少し高いですね。これについての取組等についてもいろいろ事情はあるかと思いますが、お手元の資料の法人シートですと116.2となっておりますので、全体の人件費管理の中で頑張っただけであればいいかと思っておりますけれども、人件費管理の中で適正化に努めていただきたいと思っております。

ほか事務局から追加はございますか。よろしいですか。

改めてまた事務局を通じまして追加の質問をさせていただくこともあろうかと思っております。また、場合によっては追加のヒアリングということもあり得ると思っておりますので、その節はよろしく御協力をお願いしたいと思います。本日はこれでとりあえずヒアリングを終わりにします。

(鉄道建設・運輸施設整備支援機構関係者退室)

○座長 本日のヒアリングを踏まえまして、各法人の主要論点におけます本ワーキンググループとしての現時点の意見は、これから申し上げますとおりでございます。

まず個別に申し上げますと、農林水産省所管の水産大学校につきましては、まず水産大学校の必要性について、本当に水産業界に合う人材の育成機関として、国としての関与の必要性及び文部科学省の高等教育機関との水産関係の高等教育に関する分担関係あるいは

国としての関与のあり方についての明確化をすることが1点。

それと、水産大学校におけます受益者負担の拡大につきましては、授業料負担以外の水産業界からの負担の拡大を検討する。組織につきましては水産総合研究センターとの統合につきましては、引き続きその方向で統合をまとめていきたいということでございます。

種苗管理センターにつきましては、現時点において向こうのヒアリングとしては、明確にどこと統合するかということにはなかったのですが、当然これは現状のままではいけないわけございまして、統合効果のある他の法人との統合を検討するように、早くどこと統合するののかということにつきまして検討をまとめたいと思っております。

2番目に、また登録に係る手数料の見直しについてでございますが、これもやはり品種登録の業務コストを反映した手数料への見直しを求めてまいりたいと思っております。

家畜改良センターにつきましては、これも種苗管理センターと同様、具体的な組織の統合、見直しにつきましては明確な回答がございましたが、これも間接経費等が非常に多くなっておりますものですから、統合効果のある他の法人との統合を検討するように求めていきたいと思っております。

2番目に、家畜改良については民でやっている業務も一部ございますものですから、種畜の生産供給業務につきましては市場化テストの導入も含め、民間との役割分担をより民間に移譲あるいは民間への役割分担を増加していくという方向に検討を求めたいと思っております。

また、種畜検査業務の都道府県への移管につきましても、これを推進するように業務移管等を求めてまいりたいと思っております。

農畜産業振興機構につきましては、まずその保有資金の問題でございますが、これはまず不必要な資金を保有しないという大原則のもとに、必要な範囲でその縮減を図っていくことが1番目であります。

2番目は、補助金の交付により造成した基金の適切な管理につきましては、これは毎年度不要額の返納を行うなど、資金の有効あるいは適正活用を図ってまいりたいと思っております。

それとここは歴史的経緯もありますが、役員数が非常に多うございますものですから、管理職の数も含めて縮減を求めてまいりたいと思っております。

以上が農林水産省関係でございますが、引き続きまして国交省関係の国際観光振興機構につきましては、まず海外事務所の機能的な統合でほかの国際関係4法人との関係であります。これは昨年9月に関係各省連名で既に決定、公表されました具体的な計画に基づきまして、海外事務所の機能的な統合を計画どおり推進していくことを求めていきたいと思っております。

2番目は、国際交流基金の本部事務所との共用化及び組織のあり方見直しでありまして、本部事務所の共用化というのは予算措置が図られた、予算要求をしているということらしいのですが、それと同時に将来的な国際交流基金との統合の可能性も視野に置いた検討も引き続き行うよう求めてまいりたいと思っております。

3番目は訪日プロモーション事業の実施体制の見直しにつきましては、国際観光振興機構が自らやるということは是としても、これによって本当に訪日プロモーション事業が外国観光旅行者数の増加につながるかどうかということについては、関心を持って見守る必要がありますので、実施体制の見直しの検討に当たっては有効な観光客の増加になるような視点ということを注視して、その条件のもとに実施体制の見直しを図っていくようにしていきたいと思っております。

航空大学校につきましては、まず航空大学校がパイロット養成をする実施主体になる必要性につきましては、これは向こうからの説明がありましたが、すぐには国が航空大学校で自前の指導的なパイロットの養成をやめることはできないにしても、長期的には向こうからの回答にありましたように、最終的に航空大学校がなくなっていくのは望ましいという話もありましたものですから、当面の間は航空大学校がパイロットを養成する必要性をより明確にさせていただくとともに、航空大学校に対する国の関与の方法あるいは民間への設備の供用等も含めた国の関与のあり方につきまして、より効率的な方法があるのではないかとすることをさらに検討を求めてまいりたいと思っております。

2番目の民間養成機関がパイロットを安定的に供給するための体制整備につきましては、これは基本的には民でできることは民だという原則にのっとり、将来的にパイロット養成は民間に委ねていくためには、受益者である航空会社の負担の拡大と同時に公平な負担、それと私立大学等への技術支援及び私立大学と航空大学校との学費の格差の是正あるいはイコールフットィングと言ってもいいかと思いますが、そういった対策等を含めて民間養成機関がパイロットを安定的に供給できる体制の構築をするようにまとめてまいりたいと思っております。

最後に鉄道建設・運輸施設整備支援機構につきましては、現在、公正取引委員会における調査もなされておりますが、法人のコンプライアンス体制の充実化が緊急の課題でありますものですから、担当理事の設置でありますとか、職員のコンプライアンス研修の充実あるいは監査室の充実強化につきまして求めてまいりたいと思っております。

さらにはこういったことと関連いたしますが、入札監視委員会、契約監視委員会が既に設けられているわけでありましたが、これが十二分に機能していないというのが現状でありますものですから、対象案件の拡大であるとか、建設局単位の監視委員会の実施あるいは理事長への直接的な意見具申等の方策を導入していただいて、機能強化を求めてまいりたいと思っております。

さらには法人の内部ガバナンスの高度化を図る必要があるかと思っております。これは共有建造制度の繰越欠損金にまだなお巨額な残高が残っておりますものですから、これの着実な計画の策定、実施をするためにはリスク管理も必要でありますので、こういった法人の内部のガバナンスの高度化なり、機能強化を求めてまいりたいと思っております。こういうことでいかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。

(異議なしの声)

本日の会合はこれで終了いたします。委員の皆様におかれましては長時間にわたりありがとうございました。